

国民経済計算の作成方法

内閣府

令和4年11月

目次

I 国民経済計算の概要	1
国民経済計算の作成と改定の流れ	1
II 年次推計	2
(i) 年次推計の体系	2
1. 財貨・サービスのフロー	2
(1) 財貨・サービスの供給及び需要.....	2
(2) 国内総生産（支出側）.....	2
(3) 国内総生産（生産側）・国内総生産（分配側）.....	2
2. 所得のフロー	3
3. 蓄積と資本調達のフロー	3
4. ストック	4
5. デフレーターと実質化	4
(ii) 財貨・サービスの供給及び需要の推計	4
1. 概要	4
(1) 基本的な考え方.....	4
(2) 商品分類と流通経路.....	5
2. 配分比率、運賃率、マージン率の推計	6
(1) 基準年次推計方法の概要.....	6
(2) 配分比率、運賃率、マージン率の変動.....	6
3. 商品別出荷額の推計	7
(1) 基本方針.....	7
(2) 商品別推計方法の概要.....	8
4. 在庫変動額の推計	11
(1) 推計方法.....	11
(2) 在庫品評価調整.....	12
5. 消費税の取扱い	12
(1) 修正グロス方式.....	12
(2) 消費税控除額の推計.....	13
(iii) 国内総生産（生産側）の推計	14
1. 概要	14
2. V表の作成と産業別産出額の推計	15
(1) 基準年次処理.....	15

(2) V表の作成.....	15
3. U表の作成と産業別中間投入額の推計.....	16
(1) 基準年次処理.....	16
(2) 産業別中間投入比率の推計.....	17
(3) U表の作成.....	17
(4) 在庫品評価調整.....	17
4. 産業別国内総生産及び構成項目の推計.....	17
(1) 名目値.....	17
(2) 実質値.....	18
(iv) 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計.....	18
1. 一般政府関連項目の推計.....	18
(1) 一般政府の範囲.....	18
(2) 推計方法.....	19
2. 対家計民間非営利団体関連項目の推計.....	20
(1) 対家計民間非営利団体の範囲.....	20
(2) 推計方法.....	20
(v) 供給・使用表の枠組みによるコモ法、付加価値法等の推計の統合.....	21
1. 概要.....	21
2. 統合方法.....	21
(1) バランス前の使用表の作成.....	22
(2) バランスの第一の段階.....	22
(3) バランスの第二の段階.....	22
(4) バランス後の使用表の作成.....	23
(5) バランス後使用表の翌年次の推計への利用.....	23
(vi) 海外勘定の推計.....	23
1. 基本的な考え方.....	23
2. 推計方法.....	24
(1) 経常取引.....	24
(2) 資本取引.....	25
(3) 金融取引.....	25
(vii) 国内総生産（支出側）の推計.....	25
1. 民間最終消費支出.....	25
(1) 家計最終消費支出.....	25
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出.....	26
2. 政府最終消費支出.....	26
(1) 年度計数の推計.....	26

(2) 四半期計数の推計	27
3. 総固定資本形成	27
(1) 推計の基本体系	27
(2) 需要項目別推計方法	28
4. 在庫変動	32
(1) 民間在庫変動の推計	32
(2) 公的在庫変動	33
5. 財貨・サービスの輸出入	33
(viii) デフレーターと実質化	33
1. 実質化の意味とデフレーター作成の基本的考え方	33
(1) 実質化の意味とデフレーター	33
(2) 指数算式	34
2. 実質化のための基本的価格指数の作成	34
(1) 基本単位デフレーター	34
(2) 建設デフレーター	35
(3) 政府・非営利サービスデフレーター	35
3. 国内総生産（支出側）デフレーターと実質値	36
(1) 家計最終消費支出	36
(2) 政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出	37
(3) 総固定資本形成	37
(4) 輸出入	38
(5) 国内総生産（支出側）	38
4. 国内総生産（生産側）デフレーターと実質値	38
(1) 市場生産者の経済活動別国内総生産の実質化	38
(2) 非市場生産者の国内総生産の実質化	39
(3) 国内総生産（生産側）の実質化	39
(ix) 所得支出勘定の推計	39
1. 所得支出勘定の流れ	39
2. 所得の発生勘定／第1次所得の配分勘定の推計	40
(1) 雇用者報酬	40
(2) 営業余剰・混合所得	43
(3) 生産・輸入品に課される税・補助金	44
(4) 財産所得	44
3. 所得の第2次分配勘定の推計	51
(1) 所得・富等に課される経常税	51
(2) 純社会負担	52

(3) 現物社会移転以外の社会給付	53
(4) その他の経常移転.....	53
4. 現物所得の再分配勘定の推計	55
(1) 現物社会移転.....	55
5. 所得の使用勘定の推計	55
(1) 最終消費支出と現実最終消費	55
(2) 年金受給権の変動調整	56
(x) 資本勘定・金融勘定の推計	56
1. 資本勘定	56
(1) 総固定資本形成	56
(2) 固定資本減耗.....	56
(3) 在庫変動	57
(4) 土地の購入（純）	57
(5) 資本移転等.....	59
2. 金融勘定	59
(1) 推計方法の概要	59
(2) 項目別推計方法（主に年度値の推計）	60
(3) 調整勘定の推計	64
3. 純貸出（+）／純借入（-）と純貸出（+）／純借入（-）（資金過不足）	65
(!z) 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計	65
1. 評価の原則.....	65
(1) 再調達価額を用いる方法.....	66
(2) 収益還元法.....	66
(3) 土地の鑑定価格	66
2. 各項目の推計方法.....	66
(1) 非金融資産.....	66
(2) 金融資産及び負債.....	72
3. 調整勘定	72
(1) 調整勘定の役割	72
(2) その他の資産量変動勘定.....	73
(3) 再評価勘定.....	73
4. 家計の耐久消費財残高（参考）	73
(!f) その他の項目の推計方法.....	73
1. 経済活動別就業者数・雇用者数・労働時間	74
(1) 就業者数・雇用者数.....	74
(2) 労働時間	74

2. 実質国民総可処分所得	74
III 四半期別GDP速報	74
(i) 四半期別GDP速報(QE)の推計方法の概要	74
1. 需要項目別名目値の推計方法	74
(1) 民間最終消費支出.....	74
(2) 民間住宅	75
(3) 民間企業設備.....	75
(4) 民間在庫変動.....	75
(5) 政府最終消費支出.....	75
(6) 公的固定資本形成.....	75
(7) 公的在庫変動	75
(8) 輸出入.....	75
2. 実質化の手法	75
3. 公表時期	75
4. その他のポイント	76
(1) 速報の延長推計方法.....	76
(2) 年次推計の四半期分割方法.....	76
(3) 季節調整方法.....	76
(4) 遡及改定方法.....	76
(ii) 供給側推計の方法	76
1. 基本的な考え方	76
2. 補助系列の作成方法	77
3. 出荷額年次推計値の四半期分割方法	78
4. 出荷額速報の延長推計方法	78
5. 需要項目額の推計方法	78
(1) 輸出入額の調整	78
(2) 購入者価格への転換.....	78
(3) 国内総供給の推計（在庫変動の調整）	78
(4) 需要項目の推計	79
6. F I S I Mの推計方法	79
(iii) 需要項目別名目値の推計方法	79
1. 民間最終消費支出	79
(1) 家計最終消費支出.....	79
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	81
2. 民間住宅	81

3. 民間企業設備	81
(1) 並行推計項目	82
(2) 共通推計項目	83
4. 民間在庫変動	84
(1) 在庫変動推計の考え方	84
(2) 製品	85
(3) 仕掛品	85
(4) 流通品	85
(5) 原材料	86
5. 政府最終消費支出	86
6. 公的固定資本形成	87
7. 公的在庫変動	88
8. 輸出入	88
(iv) 実質化の方法	88
1. 連鎖方式について	88
(1) 連鎖方式の基本算式について	88
(2) 第4四半期重複法	88
2. 家計最終消費支出	88
3. 対家計民間非営利団体最終消費支出	89
4. 政府最終消費支出	89
5. 総固定資本形成	90
(1) 建設デフレーターを作成方法	90
(2) 総固定資本形成デフレーターを作成方法	90
6. 輸出入	91
7. 国内総生産	91
8. 連鎖方式における実質在庫変動	91
(v) 雇用者報酬の推計方法	91
1. 名目値の推計方法	91
(1) 賃金・俸給	91
(2) 雇主の現実社会負担	92
(3) 雇主の帰属社会負担	92
2. 実質化の方法	92
(vi) 季節調整方法	92
(1) 異常値・レベルシフト調整	92
(2) A I C 最小化による A R I M A モデルの選択	92

国民経済計算の作成方法

I 国民経済計算の概要

国民経済計算の作成と改定の流れ

『国民経済計算』は、国民経済の活動状況を多面的・総合的に表わす統計として作成されるものである。国民経済計算の作成に当たっては、経済実態を正確に反映するという「正確性」が要請されるとともに、景気判断の基礎となるための「速報性」も要請される。しかしながら、国民経済計算は各種の基礎統計を利用して推計する加工統計であるため、「正確性」と「速報性」との間には、「正確性」を高めれば高めるほど公表が遅くなるというトレード・オフの関係が存在する。このため、計数の公表を複数回に分け、より精度の高い基礎統計の入手に応じて段階的に推計値を改定していくことで、統計の「速報性」と「正確性」の両立を図る。

①四半期別GDP速報（Quarterly Estimates：QE）

GDP（Gross Domestic Product：国内総生産）（支出側）や民間最終消費支出などの支出系列等については、公表時期を出来るだけ早めるために、早期に利用できる基礎統計を用いて推計する。当該四半期終了から約1か月と2週間後に「1次QE」として公表し、当該四半期終了後約2か月と10日後に、新たに利用可能となった基礎統計を踏まえた改定を行い、「2次QE」として公表する。

②年次推計

我が国の国民経済計算の全計数については、年に一度、年次推計として、公表する。当該年の翌年末以降に当該年度、暦年及びそれらの四半期の数値を「第一次年次推計」として公表し、さらにその後追加的に利用可能となった基礎統計を踏まえた改定を行い、「第一次年次推計」の一年後に「第二次年次推計」として公表する。さらに、その一年後には、第二次年次推計について、後述するように供給・使用表の枠組みの下、財貨・サービスのフローを推計するコモディティ・フロー法（以下「コモ法」という。）による推計値と、経済活動別の付加価値を推計する付加価値法による推計値等との調整を行った数値について、「第三次年次推計」として公表する。

また、推計の基礎となっている『産業連関表』（総務省）が概ね5年ごとに公表されるのに合わせ、概ね5年ごとに「基準改定」を行う。基準改定においては、『産業連関表』以外にも第一次及び第二次年次推計時には入手できない『国勢統計』や『住宅・土地統計』（いずれも総務省、5年ごと）等の統計を利用して改めて推計を行い、従前に年次

推計として公表された計数を遡及して改定する。

II 年次推計

(i) 年次推計の体系

年次推計の基本的な推計方法の流れは、次のとおりである。

1. 財貨・サービスのフロー

(1) 財貨・サービスの供給及び需要

市場生産者（原則として売上高が生産費用の 50%以上である、経済的に意味のある価格で財貨・サービスを供給する生産者）によって生産される財貨・サービスの供給及び需要については、コモ法の下、品目ごとに産出額、輸入、運輸・商業マージンを求め、これらの合計である総供給額を中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成、在庫変動、輸出の需要項目に配分する。

一方、非市場生産者（無料ないし経済的に意味のない価格で財貨・サービスを供給する生産者であり、一般政府と対家計民間非営利団体を指す）によるサービスの産出と需要先別配分（対家計民間非営利団体最終消費支出、政府最終消費支出等）については、決算書等の基礎統計により別途推計する。

なお、中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成、在庫変動については、第三次年次推計において、後述するように供給・使用表の枠組みに基づく、コモ法における中間消費の推計値と付加価値法における中間投入の推計値等との調整を通じて改定される。

(2) 国内総生産（支出側）

以上の推計によって得られた家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、政府最終消費支出、総固定資本形成、在庫変動、財貨・サービスの純輸出（輸出－輸入）の合計が国内総生産（支出側）である。このうち、輸出・輸入に関しては『国際収支統計』（財務省・日本銀行）を組み替える海外勘定の推計により別途推計する。

(3) 国内総生産（生産側）・国内総生産（分配側）

国内総生産（生産側）は、市場生産者と非市場生産者を含む経済活動別の付加価値の合計である。

このうち市場生産者の付加価値は、付加価値法の下、経済活動別の産出額から中間投入額を差し引いて求めた経済活動別の付加価値を合計することにより推計する。経済活動別の産出額は、コモ法における産出額をコントロール・トータルとする経済活動別財貨・サービス産出表（以下「V表」という。）に基づいて推計する。経済活

動別の中間投入額は経済活動別財貨・サービス投入表（以下「U表」という。）に基づいて推計する。なお、中間投入については、第三次年次推計において、供給・使用表の枠組みに基づく、コモ法における中間消費の推計値等との調整を通じて改定される。

非市場生産者の産出額、中間投入額、付加価値額及びその構成項目は、決算書等の基礎統計より別途推計する。

なお、経済活動別の国内総生産は、国際標準産業分類と可能な限り整合的な分類により表章し、経済活動別分類によって、市場生産者のみから構成される場合、非市場生産者のみから構成される場合、双方を含む場合がある。

国内総生産（分配側）は、経済活動別に付加価値の構成項目（雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金、営業余剰・混合所得）を推計し、これらを合計することにより推計する。なお、第三次年次推計において、営業余剰・混合所得については、供給・使用表の枠組みに基づく、付加価値法における中間投入の推計値とコモ法における中間消費の推計値等との調整を通じて改定される。

2. 所得のフロー

発生した所得の分配から使用までを、5つの制度部門別（非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体）に、制度部門別所得支出勘定として記録する。経済活動別に推計された雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金を5つの制度部門に対応させるとともに、財産所得、経常移転の受払及び海外勘定の推計により推計される海外との雇用者報酬、財産所得、経常移転の受払を加えて所得支出勘定を以下のとおりに分割して作成する。

「第1次所得の配分勘定」では、各制度部門に該当する雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金に財産所得の受払を加えることにより制度部門別の第1次所得バランスを推計する。

「所得の第2次分配勘定」では、第1次所得バランスに所得・富等に課される税、社会負担・社会給付、その他の経常移転の受払を加えて可処分所得を推計する。

「現物所得の再分配勘定」では、可処分所得に現物社会移転の受払を加えて調整可処分所得を推計する。

「所得の使用勘定」は更に「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」に分割される。前者では、可処分所得から最終消費支出を差引くことにより制度部門別の貯蓄を推計する。一方、後者では、調整可処分所得から現実最終消費を差引くことにより貯蓄を推計する。なお、両者の使用勘定の貯蓄は同額である。

3. 蓄積と資本調達のフロー

総固定資本形成はコモ法によって推計する。

制度部門別資本勘定のバランス項目は純貸出（＋）／純借入（－）である。これは、資本移転の受払及び所得支出勘定の貯蓄の合計から、「資産の変動」（総固定資本形成から固定資本減耗を控除し、在庫変動、土地の購入（純）を加算）を差し引いて推計する。

制度部門別金融勘定のバランス項目は純貸出（＋）／純借入（－）（資金過不足）である。これは、各制度部門の資産・負債種類別金融ストックの推計から導き出される制度部門別の資産・負債種類別金融フローから作成する。

4. ストック

ストックは「期末貸借対照表勘定」に記録する。その際、資産側には非金融資産と金融資産を記録し、負債側には金融活動に伴う負債を記録する。

期末貸借対照表勘定は各制度部門別に作成する。各種資産・負債の残高を示す前年の期末貸借対照表勘定に期中の資本取引及び価格評価等の調整を加える方法や、直接期末残高を作成する方法等から、期末貸借対照表を作成する。期末資産と期末負債の差額である正味資産がバランス項目である。

さらに、前期末と当期末の期末貸借対照表勘定に記録されるストックと資本勘定・金融勘定で記録される当期のフローの関係を整合させるため、「調整勘定」を作成する。調整勘定は、取引によらない資産・負債の量的変動を記録する「その他の資産量変動勘定」と、価格評価の変化を記録する「再評価勘定」に分割され、「再評価勘定」はさらに「中立保有利得または損失勘定」及び「実質保有利得または損失勘定」に分割して推計される。「その他の資産量変動勘定」は各種資料より直接推計され、それ以外の調整額は「再評価勘定」に記録される。

5. デフレーターと実質化

デフレーターを推計するためには、まずはコモ法における商品分類のレベルに統合した分類において「基本単位デフレーター」と呼ばれる価格指数を推計する。次に、各需要項目の当該分類別に基本単位デフレーターにより名目値を除すことで実質値を得、それらを需要項目ごとに集計することで実質国内総生産（支出側）を推計する。GDPデフレーターは名目GDPを実質GDPで除することによって事後的（インプリシット）に推計する。

実質国内総生産（生産側）は、経済活動別に産出額と中間投入額をそれぞれ別々に実質化し、その差から最終的に付加価値の実質値を推計する（ダブルデフレーション方式）。

(ii) 財貨・サービスの供給及び需要の推計

1. 概要

(1) 基本的な考え方

市場生産者により産出される財貨・サービスの供給及び需要の推計においては、当該年における財貨・サービスの各商品（屑・副産物を含む）について、出荷額、輸出入、在庫増減等を把握して国内総供給を推計し、さらにこれらの商品について、流通段階ごとに消費、投資などの需要項目別に金額ベースで把握する（これを「コモ法」という）。ここで、商品ごとの需要先別の比率を「配分比率」という。商品の流通段階で発生するマージン額や運賃は、マージン率、運賃率という形で、推計プロセスに組み込まれており、『産業連関表』を基に、流通段階ごとに設定する。

一方、非市場生産者によるサービスの産出額と需要先別配分額は別途決算書等の基礎統計により推計する（「(iv)一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計」参照）。

なお、第三次年次推計において、中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成、在庫変動については、後述するように供給・使用表の枠組みに基づく、コモ法における中間消費の推計値と付加価値法における中間投入の推計値等との調整を通じて改定される。

（２）商品分類と流通経路

a. 商品分類

（a）商品の細分化

コモ法における商品分類は 2,000 品目以上に及ぶ（コモ 8 桁分類）。これは、より詳細な商品分類で推計を行うことで需要先の特定制が容易となり、推計精度をより高いものとするのが可能となるためである。

（b）『産業連関表』に準拠

コモ法では、最新の『産業連関表』を取り込む基準改定作業にあたり、基準年次の配分比率、運賃率、マージン率等を『産業連関表』から計算する。また、コモ 8 桁分類を統合した約 400 品目からなるコモ 6 桁分類が『産業連関表』の基本分類（非市場生産者により産出されるサービスを除く）と概ね整合的となるようコード付けを行う。基準年次より後の延長年次における需要項目別の配分比率等については、後述するように供給・使用表の枠組みに基づく、付加価値法による推計値等との調整を経て設定される（具体的には、「(v) 供給・使用表の枠組みによるコモ法、付加価値法等の推計の統合」を参照）。

b. 流通経路

コモ法では、コモ 8 桁分類の商品の経済的取引について以下の流通経路により推計する。

生産された商品は、生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫となる部分を除き出荷される。これに輸入を加え、輸出を控除して国内総供給を得る。

次いで、国内総供給を各需要先に配分する。これらは卸売業を経由するものと、卸売業を経由しないで直接販売されるものに分かれる。後者の場合、取引に際して生産者販売運賃がかかる場合がある。

卸売業を経由するものは、それぞれ卸売マージン、卸売運賃がかかり、更に小売業者に渡るものと、卸売から直接販売されるものに分かれる。

在庫に回る商品については、卸売在庫変動が計上された商品のみ、運賃・マージンを仕入れと販売に分けて推計する。

小売を経由して売買されるものは、それぞれ小売マージン、小売運賃とともに、小売在庫変動率がかかって配分される。

建設に配分される商品については、各々に建設業原材料在庫変動率がかかり、さらに木造建築、非木造建築、建設補修、その他の土木建設に分かれる。

なお、産出額については出荷額から推計し、輸出については『貿易統計』（財務省）や『国際収支統計』の輸出額から輸出運賃、輸出マージン、特殊貿易輸出を推計する。

2. 配分比率、運賃率、マージン率の推計

（1）基準年次推計方法の概要

基準年次の配分比率、運賃率、マージン率は、『産業連関表』のデータを基に推計する。具体的には『産業連関表』の取引基本表（以下「X表」という。）をコモ法の推計に対応した形に組替え、「標準マージン率」を設定した上で、各流通段階における各配分項目でのマージン率から流通段階別配分比率を決定する。『産業連関表』の組替えに当たっては、主に、①家計外消費支出を中間消費として扱う、②自家輸送部門（旅客自動車、貨物自動車）、企業内研究開発等について各部門へ配分する、③生産過程から生じた屑・副産物について、『産業連関表』ではマイナス投入方式を採用しているが、国民経済計算では負値を控除して主産物の産出額に加算する、といった処理を行う。

（2）配分比率、運賃率、マージン率の変動

a. 配分比率の変動

基準年次より後の延長年次のコモ法における国内総供給の各需要項目への配分比率は、供給・使用表の枠組みに基づき、コモ法による中間消費の推計値と付加価値法による中間投入の推計値等との間の調整を経て設定されるため、品目によっては年々変動する。ただし、第一次年次推計と第二次年次推計における配分比率は、電力、都市ガス、郵便といった『家計統計』（総務省）等を使用した推計値（人的推計値）も活用して配分比率を設定する一部品目を除いては、直近の第三次年次推計で得られた比率を用いるため同一となる。

b. マージン率の変動

コモ法では、2種類のマージン額が推計される。一つは、個々の商品ごとに設定されたマージン率により推計されるマージン額で、これを合計したものを「商品別積上げのマージン額」と呼ぶ。

もう一つは、商業（卸売、小売）の産出額の内訳として推計されるマージン額で、これを「産業別積上げのマージン額」と呼ぶ。

この2種類のマージン額は、差が出るのが一般的であるが、「産業別積上げのマージン額」の方が「商品別積上げのマージン額」より推計精度が高いとみなして、「産業別積上げのマージン額」をコントロール・トータルとして、両者の差を各商品に割り振る。

なお、商業の産出額の内訳であるマージン額は、『産業連関表』の産出額をベンチマークとしており、『商業動態統計』（経済産業省）より求めた年間販売額の伸び率と、『法人企業統計』（財務省）より求めたマージン率の伸び率を乗じることによって延長推計する。

c. 運賃率の変動

運賃額についても、マージン額の推計と同様、個別商品にかかる運賃の合計額（商品別積上げ）と運輸部門の産出額（産業別積上げ）との2種類の運賃額が推計されるが、産業別積上げをコントロール・トータルとする。

各商品の運賃率の推計は、次のように行う。

生産から最終使用に至る過程で、各商品の単位（数量）当たり輸送距離はその流通過程に大きな変化が無い限り不変であるとみなす。したがって、各商品の輸送量1単位当たりの運賃額は基準年次の単位当たり運賃額を運賃指数で変化させたものに等しいと考える。

3. 商品別出荷額の推計

（1）基本方針

コモ法における商品の概念、範囲は、『産業連関表』の部門分類に基づく。コモ法の基準年次の出荷額は『産業連関表』の出荷相当額にできるだけ一致するよう推計を行う。基準年次より後の延長年次については、下記（2）のとおり、商品別に適切な基礎統計を利用する。

基準年次には、一部の商品を除き『産業連関表』と計数を一致させるため、コモ法の「コモ8桁分類による商品別出荷額」を『産業連関表』の部門分類に統合した段階で、『産業連関表』に一致するように補正率を作成する。金融、保険及び住宅賃貸料といった帰属計算を行う商品並びに自社開発ソフトウェア¹及び研究・開発といった

¹ 平成27年産業連関表では自社開発ソフトウェアの参考表が作成された。

『産業連関表』と概念が異なる商品等については基準年次においても各種基礎統計から推計した国民経済計算の推計値を用いる。

(2) 商品別推計方法の概要

a. 農林水産物

農産物は、『作物統計』（農林水産省）、『農業物価指数』（農林水産省）等の諸統計を利用して産出額を推計し、在庫分の調整を行うことで出荷額を推計する。

林産物は、『生産林業所得統計』（農林水産省）等を、水産物は『漁業生産額』（農林水産省）により出荷額を推計する。

b. 鉱業品及び採石

『経済産業省生産動態統計』（経済産業省）等を用い、品目別に出荷額を推計する。

砂利、石材については、『産業連関表』の出荷額をベンチマークとして、数量は関係団体の資料、価格は『企業物価指数』（日本銀行）で延長推計する。

c. 製造業製品

対象年次に応じて『経済センサス - 活動調査』（総務省・経済産業省）、『工業統計』（経済産業省）から出荷額を求めてコモ8桁分類ごとの出荷額を推計する。ただし、自己消費比率の大きな商品の場合及び他の基礎資料でより精度の高い推計値が得られる場合には、それら（主として『経済産業省生産動態統計』、『企業物価指数』等）を用いて推計する。

なお、『経済センサス - 活動調査』や『工業統計』は第二年年次推計の推計に際して用いるが、第一年年次推計の推計に際しては、これらの統計が利用可能でないため、『経済産業省生産動態統計』や『鉱工業指数』（経済産業省）等から、コモ8桁分類ごとに産出額を求めた上で、在庫分の調整を行うことで出荷額を推計する。

d. 電気・ガス・水道・廃棄物処理

『電気事業便覧』（経済産業省）、『ガス事業便覧』（経済産業省）、『地方公営企業年鑑』（総務省）等を基に推計する。

e. 建設

建設は、『建設総合統計』（国土交通省）や『建設工事施工統計』（国土交通省）等を基に出来高ベースの産出額を推計する。建設補修は、『建設総合統計』及び『建設工事施工統計』を基に産出額を推計した後、改装・改修と維持・修理の区分については、『建築物リフォーム・リニューアル調査報告』（国土交通省）を基に分割する。

f. 卸売・小売

卸売は、『産業連関表』の国内生産額をベンチマークとし、『商業動態統計』より求めた年間販売額の伸び率と『法人企業統計』より求めたマージン率の伸び率を乗じることで延長推計し、卸売のマージン額を求める。これに『国際収支統計』の「仲介貿易商品」の売買差額を加える。

小売も同様にマージン額を求める。

g. 運輸・郵便

『鉄道輸送統計調査』（国土交通省）、『サービス産業動向調査』（総務省）や各事業者の有価証券報告書等を基に産出額を推計する。

h. 宿泊・飲食サービス

『主要旅行業者の旅行取扱状況』（観光庁）、『訪日外国人消費動向調査』（観光庁）、『サービス産業動向調査』や業界統計等を基に産出額を推計する。

i. 情報通信

『特定サービス産業動態統計』（経済産業省）、『サービス産業動向調査』、各事業者の有価証券報告書等を基に推計する。

ソフトウェアについては、受注型ソフトウェア及びパッケージ型ソフトウェアに加え、自社開発ソフトウェアについても推計を行う。自社開発ソフトウェアは、社内で自己使用向けに生産・開発されるソフトウェアであり、直接市場価格で評価することができないため、開発に取り組んだ労働者の人件費等を基に産出額を推計する。

娯楽作品原本については、映画、テレビ番組、音楽、書籍に分けて推計を行う。ソフトウェア同様に、直接市場価格で評価することができないため、制作に係る費用や著作権管理団体の公表する著作権使用料の分配額（ロイヤリティ収入）を基に産出額を推計する。

j. 金融・保険

(a) 保険、年金基金を除く金融機関

金融産出額＝受取手数料＋F I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）
手数料については各金融機関の決算書等より集計する。

F I S I Mについては、下記の推計式該当項目を推計する。

$F I S I M = \text{借り手側 } F I S I M + \text{貸し手側 } F I S I M$

借り手側 $F I S I M = \text{貸出残高総額} \times (\text{運用利子率} - \text{参照利子率})$

貸し手側 $F I S I M = \text{預金残高総額} \times (\text{参照利子率} - \text{調達利子率})$

残高については『資金循環統計』（日本銀行）等を基に推計し、各利子率の算出

の基となる利息額については各金融機関の決算書等より集計することにより推計する。

F I S I Mの輸出入については、都市銀行の有価証券報告書及び『国際収支統計』等により推計する。制度部門ごとの消費支出は、産出額に輸出入を加除し、国内消費額を求め、各制度部門への貸出残高、各部門からの預金残高および参照利子率との率差により求められた金額の構成比を用い推計する。

(b) 生命保険及び年金基金等

生命保険産出額＝受取保険料＋財産運用純益－支払保険金－準備金純増額

財産運用純益＝{(利息配当収入＋金銭の信託運用益＋その他運用収入)－(賃貸用不動産等減価償却費＋その他運用費用)}×(準備金残高／運用資産残高)－財産運用益を源泉とする保険契約者配当

準備金純増額＝危険準備金を除く責任準備金純増額＋支払備金純増額

であり、上記の推計式の該当項目を各機関の決算書等より推計している。かんぽ生命や共済保険もこれに準じる。

年金基金は運用費用を積上げることにより推計する。年金基金の「年金経理」の支出項目の資産運用に伴う運用報酬、業務委託費、コンサルティング料等を積上げ推計する。

(c) 非生命保険、定型保証

非生命保険産出額＝受取保険料＋財産運用純益－支払保険金－準備金純増額

財産運用純益＝(利息配当収入－支払利子－保険契約者配当)
×[(責任準備金平均残高(うち積立分)＋支払備金平均残高)
÷(責任準備金平均残高(総額)＋支払備金平均残高)]

であり、上記の推計式の該当項目を各非生命保険会社の決算書等より推計する。

定型保証産出額＝受取保証料＋財産運用純益－純債務肩代わり

財産運用純益＝利息配当収入－支払利息

純債務肩代わり＝貸倒損失－償却債権取立益＋貸倒引当金繰入－貸倒引当金戻入＋保証損失引当金繰入－保証損失引当金戻入

であり、上記の推計式の該当項目を各定型保証機関の決算書等より推計する。

k. 不動産

不動産のうち、不動産仲介・管理は、『法人企業統計』等を基に推計する。不動産賃貸は、『経済センサス－基礎調査』(総務省)や『企業向けサービス価格指数』(日本銀行)等を基に推計する。

住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃を除く)は、『住宅・土地統計』を基に、同統計

の対象年次について木造・非木造の構造別に、住宅数、床面積と家賃単価等により推計し、それ以外の年次は、『建築物着工統計』（国土交通省）、『建築物滅失統計』（国土交通省）等による増減床分と『消費者物価指数』（総務省）の家賃単価から推計する。住宅賃貸料（持ち家の帰属家賃）は、都道府県、構造、建築時期といった属性を考慮し、住宅宿泊事業分の面積を控除した床面積、『住宅着工統計』（国土交通省）による持ち家比率、民営借家の家賃単価から推計する。

1. 専門・科学技術、業務支援サービス

『特定サービス産業動態統計』、『毎月勤労統計』（厚生労働省）、『科学技術研究統計』（総務省）等を基に産出額を推計する。

企業内研究開発を含む研究開発サービスは、産出額を直接市場価格で評価することができないため、『科学技術研究統計』等を基に、研究・開発活動に要した人件費やその他の経費等の費用の合計により推計する。

特許等サービスについては、『国際収支統計』の「知的財産権等使用料」等をもとに推計する。

m. 保健衛生・社会事業

『国民医療費の概況』（厚生労働省）、『介護保険事業状況報告』（厚生労働省）等を基に産出額を推計する。

n. その他のサービス（教育を含む）

『サービス産業動向調査』、『特定サービス産業動態統計』、『毎月勤労統計』、『消費者物価指数』等を基に産出額を推計する。

4. 在庫変動額の推計

（1）推計方法

コモ法の在庫変動額は、生産額や販売額に対する在庫変動額の割合、すなわち在庫変動率を流通経路の中にあらかじめ設定することにより、コモ法に基づく一連の計算の過程で推計される。

在庫変動率は、製品、半製品・仕掛品、原材料、流通の各形態別に推計する。主な基礎資料は、『経済センサス－活動調査』、『工業統計』、『経済産業省生産動態統計』及び農林水産省関係資料（製品在庫、半製品・仕掛品在庫、原材料在庫）、『経済センサス－活動調査』、『商業統計』及び『商業動態統計』（流通品在庫）である。

製品在庫、半製品・仕掛品在庫、原材料在庫については、『工業統計』等から在庫変動額を求め、さらに製品在庫については出荷額、半製品・仕掛品在庫については生産額、原材料在庫については原材料使用額でそれぞれを除して在庫変動率を求める。

なお、『経済センサス - 活動調査』や『工業統計』は第二次年次推計の推計に際して用いるが、第一次年次推計の推計に際しては、これらの統計が利用可能でないため、『鉱工業指数』、『法人企業統計』等を用いて在庫変動率を求める。

流通品在庫は、『経済センサス - 活動調査』又は『商業統計』を『商業動態統計』で補外推計することにより得られる在庫変動額を販売額で除して、卸売及び小売在庫変動率を求める。前述の流通経路では卸売間での売買が考慮されていないため、そのままでは流通品在庫が過少に推計される。そこで、コモ法における卸売仕入額に対する『経済センサス - 活動調査』等の販売額の割合を「卸回数」として計算し、これに先に求めた流通品在庫変動率を乗ずることによって修正流通品在庫変動率を計算する。

育成資産の自然成長分は仕掛品在庫として計上する。推計方法は実現在庫法（R I M：Realized Inventory Method）であり、平均育成期間（成長率）、廃棄率等からなる成長モデルを設定し、観測可能な毎期の出荷量（額）から生産量（額）・在庫量（額）を推計する。

（２）在庫品評価調整

コモ法の在庫変動の推計においては、『工業統計』等の企業会計に基づく統計を利用しているため、在庫品評価調整を行う必要があり、在庫変動率算定の際に評価調整を行う。推計方法は以下の手順による。

- a. 『工業統計』等を基に名目在庫残高を算出する。
- b. これを別途推計する在庫残高デフレーターで除して実質在庫残高を求める。
- c. 次に、期末と期首の差としての実質在庫増減を得、これに年平均価格指数を乗じて評価調整後の在庫増減額を求める。
- d. これを在庫変動率の分子として評価調整後の在庫変動率とする。
なお、在庫残高デフレーターの作成に当たっては、在庫形態別にコモ６桁ベースの価格指数を用いる。

５．消費税の取扱い

（１）修正グロス方式

消費税の記録については、「修正グロス方式」を採用する。すなわち、まず『産業連関表』と同様に、一部の例外を除き全ての商品は消費税を含んで出荷されるものとみなし、供給側、需要側ともに一度消費税を計上したグロスの値で流通経路に沿って推計する。その上で、別途推計した投資の過大評価分（総固定資本形成及び在庫変動

について、課税事業者には前段階課税分の控除が認められる)を総固定資本形成及び在庫変動の合計額から控除し、一国の合計額としてはネット価格で記録するものである。

他の推計項目については、出荷額、輸入は税込みであり、輸出は商社経由分について税還付分を差し引く。

(2) 消費税控除額の推計

総固定資本形成及び在庫変動については、人的推計法やヒアリング等により消費税控除額を推計する。なお、総固定資本形成のなかでも、民間住宅と、公的固定資本形成のうち一般政府と公的住宅については、消費税控除額はないものとする。

①名目

a. 民間企業設備

(a) 非金融法人企業

『四半期別法人企業統計』(財務省)により仕入控除比率を推計のうえ、消費税控除額を推計する。

(b) 金融機関

課税事業比率を考慮して推計された仕入控除比率を用いて消費税控除額を推計する。

(c) 対家計民間非営利団体

金融機関の場合と同様である。

(d) 個人企業

すべて非課税と見なし、修正グロス＝グロスとして処理(控除税額はゼロ)する。

b. 公的固定資本形成

公的企業について、個々の機関等に対するヒアリング・各種資料により、控除税額を直接算出する。

c. 民間在庫変動

『四半期別法人企業統計』により仕入控除比率を推計のうえ、消費税控除額を推計する。

d. 公的在庫変動

個々の機関等に対するヒアリングにより、控除税額を直接算出する。

②実質

制度部門ごとに基準年の控除税比率を算出し、実質のグロス投資額に乗じて控除税額を求める。

(iii) 国内総生産（生産側）の推計

1. 概要

国内総生産（生産側）は、経済活動別の付加価値から推計する。市場生産者の経済活動別（以下「産業別」という。）の付加価値の推計方法は、産出額から中間投入額を差し引く控除法による（付加価値法）。具体的には、コモ法により推計された商品別産出額から産業別産出額を推計するV表、及びV表から推計した産業別産出額に中間投入比率を乗じることにより中間投入額を推計するU表の2つの表を作成して、それぞれの表で推計した産出額から中間投入額を差し引くことで産業別国内総生産を求める。

V表は、行に産業を、列に商品をとった産出額の行列で、各産業がどの商品をどれだけ産出したかを記録したものであり、行和は産業別産出額を、列和は商品別産出額をそれぞれ表している。

U表は、行に商品を、列に産業をとった行列で、産業別に生産のために投入される商品を購入者価格で表示したものであり、列和は産業別中間投入額を表している。

また、産業別国内総生産の実質値は、産業別産出額と産業別中間投入額をそれぞれ実質化し、その差から求めるというダブルデフレーション方式によって推計する。

非市場生産者の産出額、中間投入額、付加価値額及びその構成項目は別途決算書等により推計する（「(iv) 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計」参照）。

産業別国内総生産（付加価値）は、既に述べたようにV表及びU表を毎年作成することによって推計する。すなわち、産業別国内総生産は、V表の行和（産業別産出額）からU表の列和（産業別中間投入額）を差し引くことによって推計する。

基準年次のV表は、『産業連関表』の付帯表の一つである産業別商品産出構成表（以下「付帯表V表」という。）より作成する。基準年以外の年次のV表は、基準年次のV表を基に各種資料を用いて作成する。

基準年次のU表は『産業連関表』のX表と付帯表V表を用い、商品技術仮定を適用して作成する。商品技術仮定とは「ある商品は、それがどの産業で生産されようとも同一の投入構造をもつ」とするものである。基準年次以外の年次については、基礎資料の制約等により産業別の商品投入構造を毎年把握することが困難であるため、各種資料により産業別の費用構造を推計し、次に、それぞれの費用項目に含まれる商品の投入構成が前年のそれと変らないものとして、各費用項目を商品レベルに分割する。この際、商品相互の相対価格変動を加味する。

また、産業別国内総生産の推計に合わせて、固定資本減耗、生産・輸入品に課される

税、補助金、雇用者報酬、営業余剰・混合所得の産業別国内総生産の構成項目の推計を行う。営業余剰・混合所得は、産業別国内総生産からその他の構成項目を控除したバランス項目（残差）として推計する。

2. V表の作成と産業別産出額の推計

(1) 基準年次処理

基準年次においては、付帯表V表に以下の2つの処理を行って、付帯表V表に基づくV表を作成する。

a. 産業分類、商品分類の統廃合

国民経済計算の産業分類は、基本的に『産業連関表』の産業分類に準拠している。しかし、基準年次以外の年次の推計をするための基礎資料の制約等を考慮して統合した分類や産業構造の実態を把握するために細分化した分類が存在する。

また、『産業連関表』における仮設部門である自家輸送部門（旅客自動車、貨物自動車）等については削除する。

b. 屑・副産物の取扱い

付帯表V表では、屑・副産物を発生産業と競合部門との交点に配分している。屑・副産物が含まれていると主産物産出比率を求めることができない。また、U表作成に当たっても付帯表V表に基づくV表を使用するが、付帯表V表そのものに商品技術仮定を適用してU表を作成すると、屑・副産物についても商品技術仮定が適用されることになり、屑・副産物は主産物が生産される過程で発生するのが通常であるという実態（例えば、製鉄業で発生するコークス等）にそぐわなくなる。このため、付帯表V表から屑・副産物を一度取り除き、改めて主産物に上乗せする方法を採用する。

(2) V表の作成

a. 第一段階の推計

まず産業別にみた商品産出構造の諸特徴や基礎資料の制約等を考慮して、以下の2部門に分けてV表の第一段階の推計を行う。

(a) 製造業部門

第二次年次推計以降においては、推計対象となる年次ごとに『経済センサス - 活動調査』や『工業統計』の情報をを用いて、品目別出荷額を産業別に組替えることによって第一段階の推計値とする。これらの基礎統計が利用可能でない第一次年次推計においては、一年前を対象年次とする第二次年次推計の情報をを用いて推計する。

(b) 非製造業部門

コモ法で推計した商品別産出額（自社開発ソフトウェア、企業内研究開発等を除く）に基準年次における各商品の主産物産出比率を乗じて各産業における主産物産出額を求め、これに基準年次における各産業の主産物に対する副次生産物産出比率を乗じることによって副次生産物産出額を求める。これを第一段階の推計値とする。

b. 第二段階の推計

次に、第一段階の推計で作成したV表の列和（＝商品別産出額）を求め、これとコモ法で推計した商品別産出額との差を、原則として当該商品の主産物に加算する。

c. 自社開発ソフトウェア、企業内研究開発等

別途推計した産業別の自社開発ソフトウェアや企業内研究開発等の産出額を、それぞれ対応する産業に加算する。

以上により作成した結果に屑・副産物を加えてV表を作成する。V表の行和をとることにより、産業別産出額を推計する。

3. U表の作成と産業別中間投入額の推計

(1) 基準年次処理

基準年次のU表は基準年次のX表と付帯表V表を基に作成するが、U表作成に当たっては、「(ii) 財貨・サービスの供給及び需要の推計」の2.(1)に記したものと同様の処理を以下のとおり施す。

a. X表の以下の部門について組み替えを行うとともに、列部門を国民経済計算の経済活動分類に、行部門をコモ6桁分類に準じて統合する。

(a) 自家活動部門（自家用旅客輸送、自家用貨物輸送）、企業内研究開発等を各部門へ配分する。

(b) 家計外消費支出を中間投入として扱う。

b. 屑・副産物に関して、X表では原則としてマイナス投入方式（ストーン方式ともいう）を採用し、その発生分を負値として計上しているのを、これを控除する。

c. その他国民経済計算概念への組換え

金融、保険、住宅賃貸料の各部門の国内生産額等については、国民経済計算における推計値を用いる。

また、国民経済計算において、企業内研究開発は独立した産業として設定せず、各

経済活動による副次生産物という扱いになっているため、(列) 企業内研究開発を分割して各列に加えている。また、(列) 物品賃貸業および各列部門が投入する各種物品賃貸業(行) への投入はリース区分の変更により、フィナンシャルリース分とオペレーティングリース分に分割する。フィナンシャルリース分については国民経済計算における推計値である FISIM 消費額を用いる。

(2) 産業別中間投入比率の推計

産業別中間投入比率は、以下のとおり推計する。

- a. 基準年次について、(1) の処理をした X 表と付帯表 V 表に基づく V 表より産業別中間投入比率を求める。
- b. 各産業の中間投入の費用項目ごとに産出額に対する割合(中間投入比率(暫定推計値))を各種資料から求める。
- c. 基準年次以外の年次については、前年の費用項目ごとの中間投入比率について、b. で求めた中間投入比率(暫定推計値)で延長推計する。さらに、前年からの各商品の価格変動を考慮した当年の商品構成を推計し、各費用項目を商品別に分割する。

(3) U 表の作成

V 表で推計した産業別産出額に(2)で推計した産業別中間投入比率を乗じることにより FISIM と定型保証等を除く中間投入額を推計し、産業別 FISIM、産業別定型保証等の中間投入額をそれぞれ追加して U 表を作成する。

(4) 在庫品評価調整

国民経済計算では、一定期間における収入、支出等の取引の記録時点について、実際に現金が動いた時点での価格で記録する現金主義ではなく、実際に行為が発生した時点での価格で記録する発生主義を採用している。

そこで、産業別産出額及び産業別中間投入額の推計に当たっては、企業会計ベースから国民経済計算の概念に変換するための補正を行っている。

4. 産業別国内総生産及び構成項目の推計

(1) 名目値

a. 産業別国内総生産

産業別産出額から、産業別中間投入額を差し引くことにより、産業別国内総生産を推計する。

b. 固定資本減耗

産業別固定資本減耗は、「(x) 1. 資本勘定」において推計される産業別固定資本減耗額とする。

c. 生産・輸入品に課される税、補助金

(a) 生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税の産業別配分は、直接に税を支払った産業に計上することを原則としている。

酒税（食料品製造業）、揮発油税（石油・石炭製品製造業）のように負担部門が明らかなものはそのまま当該産業に配分し、固定資産税のように全産業に関係するものは固定資本ストックマトリックス等の指標を用いて各産業に配分する。関税と輸入品商品税は産業別には配分せずに「輸入品に課される税・関税」として一括計上する。

(b) 補助金

補助金の産業別配分は、受取先の各産業に配分することを原則としている。

生産者が金融機関から融資を受ける際に、政府が利子の一部を負担するという利子補給金として支給される補助金は、金融機関の産出額が利ざやに基づいて把握されていることを考慮して金融業への補助金とする。

d. 雇用者報酬

「(ix) 所得支出勘定の推計」において推計される産業別雇用者報酬額とする。

e. 営業余剰・混合所得

産業別国内総生産から、以上の固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金、雇用者報酬を控除し、バランス項目として営業余剰・混合所得が求められる。

(2) 実質値

「(viii) 4. 国内総生産（生産側）デフレーターと実質値」を参照。

(iv) 一般政府及び対家計民間非営利団体関連項目の推計

1. 一般政府関連項目の推計

(1) 一般政府の範囲

政府関係諸機関は、公的部門である一般政府、公的企業、また民間部門である民間企業、対家計民間非営利団体に分類される。分類の方法は以下のとおりである。

まず、金融機関、非金融機関の分類を行う。具体的には、売上高の 50%以上が①

金融仲介活動又は②補助的金融活動による機関は、金融機関に分類する。

次に、非金融機関について、市場性の有無を見ることにより、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者か、法人企業等の市場生産者への分類を行う。具体的には、原則として売上高が生産費用の50%未満であれば、市場性がないとして、非市場生産者に分類する。

さらに、非市場生産者について、政府による所有又は支配があるかを見ることにより、公的部門と民間部門の区分を行う。具体的には、政府出資の状況、役員の任命権・認可権の状況等の検討を行い、政府の所有又は支配がある場合には、公的部門、すなわち一般政府に分類する。

(2) 推計方法

(a) 中央政府

一般会計及び特別会計については歳出歳入決算書の項目、独立行政法人等については財務諸表の勘定項目を、それぞれ性質別・目的別・経済活動別に分類し集計することにより推計する。1つの項目あるいは勘定項目で2つ以上の性質あるいは目的に該当するものは、基本的にその最もウェイトの大きいと判断される性質あるいは目的に分類することとし、分割はしない。

(b) 地方政府

普通会計等については『地方財政統計年報』（総務省、年次）等に基づいて推計を行う。

『地方財政統計年報』には性質別と目的別のクロス表があるので、これを基に国民経済計算に則った性質別、目的別の分類を行い集計する。また、経済活動別分類は目的別分類を基準に行う。

下水道事業会計等については、当該事業ごとに目的別、活動別に対応づけている。

なお、地方開発事業団は地方政府に含まれるが、活動の規模が小さくまた近年解散の方向にあること等から推計を行わない。

(c) 社会保障基金

国民年金、労働保険等の国の特別会計分については中央政府と同様の方法で推計する。国民健康保険事業会計（事業勘定）等の地方の公営事業会計に属するものは、『地方財政統計年報』等により推計する。

また、共済組合、基金等については、当該団体の決算書等から推計する。

(d) 総固定資本形成

(vii) 3.(2)②c. を参照。

(e) 固定資本減耗

貸借対照表勘定のストック推計で得られる固定資本減耗を利用する。ストックの推計方法は恒久棚卸法であり、減価償却法は社会資本も含めて定率法である。

2. 対家計民間非営利団体関連項目の推計

(1) 対家計民間非営利団体の範囲

対家計民間非営利団体は、定義上は、利益配分を行うことができない非営利団体のうち、非市場生産者かつ民間部門に属する機関から構成される制度部門となる。ただし、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは実務上困難であることから、経営組織別にとらえて、個人、会社、国、公共企業体及び地方公共団体である事業所を除いたもの、すなわち、「会社でない法人」及び「法人でない団体」を民間非営利団体としている。

このうち対家計民間非営利団体の範囲は、労働組合、政党、宗教団体などの他に、私立学校が含まれる。

(2) 推計方法

対家計民間非営利団体は、団体の活動目的別に大きく「教育」と「その他」に分け、推計する。

a. 活動目的別分類「教育」の推計

「学校教育」について、『今日の私学財政』（日本私立学校振興・共済事業団）を基礎資料として推計する。この調査結果には本来民間非営利団体ではない個人立学校分も調査対象となっているが、分離が困難なため、推計値の中に含まれる。

当該基礎資料は第二次年次推計に使用する。第一次年次推計時は、前年の第一次年次改定推計値に対して私立学校教職員数（『学校基本統計』（文部科学省））及び賃金指数（『毎月勤労統計』）の伸び率を乗じて延長推計する。

自己勘定による総固定資本形成（控除項目）については、『科学技術研究統計』から推計する。

「自然・人文科学研究機関」については『科学技術研究統計』、「社会教育」については『民間非営利団体実態調査』（内閣府）等から生産費用や財貨・サービスの販売にかかる項目を推計する。

b. 活動目的別分類「その他」の推計

「その他」のうち政治団体分については『政治資金収支報告書』（総務省）、「社会福祉」等については『民間非営利団体実態調査』等から生産費用や財貨・サービスの販売にかかる項目を推計する。

c. 固定資本減耗

貸借対照表勘定のストック推計で得られる固定資本減耗を利用する。推計方法は恒久棚卸法であり、減価償却法は定率法である。

d. 年度値の暦年転換方法

対家計民間非営利団体の推計は年度計数の基礎資料により推計を行うため、推計で当初求められる値も年度値となる。この年度値を四半期分割したうえで暦年値を求める。その四半期分割比率は、雇用者報酬に関しては「教育」、「その他」ともに『毎月勤労統計』の教育、社会保険・社会福祉等、学術研究の賃金指数等を、「教育」の家計最終消費支出に関しては、『家計統計』の私立学校授業料を用い、他の計数については4分の1分割で四半期値を推計する。

e. 総固定資本形成

(vii) 3. (2) ② a. を参照。

(v) 供給・使用表の枠組みによるコモ法、付加価値法等の推計の統合

1. 概要

市場生産者について、コモ法では基準年の『産業連関表』から算出した配分比率等を用いて、流通段階ごとに中間消費、家計最終消費支出、総固定資本形成といった需要額を推計している。他方、付加価値法では毎年基礎統計から推計した経済活動別中間投入比率を用いて経済活動別財貨・サービス別中間投入を推計している。また、非市場生産者の産出する財貨・サービスの中間消費や非市場生産者による中間投入については別途推計を行い、それぞれコモ法の推計値、付加価値法の推計値に加えている。こうした基礎統計や推計方法の違いにより、コモ法等から推計される財貨・サービスの中間消費計と、付加価値法等から推計される財貨・サービス別の中間投入計の間に不突合が生じ、一国全体の統計上の不突合の要因となり得る。

このため、第三次年次推計の段階で、供給・使用表の枠組みを活用し、財貨・サービス別に中間消費計と中間投入計を突合、調整することで、財貨・サービス別、一国全体の統計上の不突合の縮減を行う。供給・使用表とは、財貨・サービスの供給（産出、輸入）と使用（需要）の過程及び産出から生じる付加価値の関係を統合的に表す枠組みであり、具体的には、国内で供給された財貨・サービスが、どの経済活動の産出に中間投入され、どのような最終需要として使用されるのかを表す使用表の枠組みにより、コモ法や付加価値法等の推計値の統合を行う。

2. 統合方法

基準年次については、全ての財貨・サービスについてコモ法等から推計される中間消費を採用し、付加価値法等から推計される財貨・サービス別の中間投入計をこれと同じ水準になるよう調整する。以下は、延長年次におけるコモ法等と付加価値法等の推計値の統合に係る方法を示す。

(1) バランス前の使用表の作成

コモ法等より得られる財貨・サービス別の各種の需要額、付加価値法等により得られる経済活動別の中間投入額から、財貨・サービス別の中間消費計と中間投入計を調整する前の使用表（以下「バランス前使用表」という。）を作成する。

(2) バランスの第一の段階

財貨・サービス別に、その需要構造や他の基礎統計の情報を勘案し、バランス前使用表に計上される財貨・サービス別の中間消費計、財貨・サービス別の中間投入計のうち、より信頼性があると判断される計数を採用し、もう一方の側の計数をそれと同じ水準に調整する。

a. 中間需要が大宗である財貨・サービス

需要の合計（以下「総使用」という。）に占める中間需要（生産者によって財貨・サービスの産出のために使用され、一年以内に費消されるもののことをいう。以下同じ。）の割合が支配的である財貨・サービスについては、コモ法等の中間消費を採用する。

b. 中間需要と輸出が大宗である財貨・サービス

総使用に占める中間需要と輸出の割合が支配的である財貨・サービスについては、コモ法等の中間消費を採用する。

c. 家計統計等と比較可能な財貨・サービス

総使用に占める中間需要、輸出と家計最終消費支出の割合が支配的である財貨・サービスのうち、『家計統計』、『家計消費状況調査』（総務省）と比較可能な品目については、『家計統計』等から計算される家計最終消費支出（以下「参照家計消費」という。）と「総使用－中間消費－輸出－現物社会移転」、「総使用－中間投入－輸出－現物社会移転」及び双方の平均値を国民概念に補正した計数の前年比伸び率を比較し、より「参照家計消費」の動きと近いと判断されるものを採用する。なお、『家計統計』等を使用した推計値（人的推計値）により配分比率を設定する一部品目については、中間需要を採用する。

(3) バランスの第二の段階

(2) の a. ～ c. に該当しない財貨・サービスについては、コモ法等から推計される財貨・サービス別の中間消費計と、付加価値法等から推計される財貨・サービス別の中間投入計が、ともに同等の信頼性があると判断し、これらの平均値を採用し、財貨・サービス別の中間消費計、財貨・サービス別の中間投入計の双方をこの水準に調整する。

(4) バランス後の使用表の作成

使用表全体での整合性を確保するため、上記の過程により生じる財貨・サービス別の中間消費計、財貨・サービス別の中間投入計の変化分について最終需要、付加価値等に反映させた「バランス後使用表」を作成する。

a. 最終需要

財貨・サービス別の中間消費計の変化分について、当該財貨・サービスのバランス前における各種の最終需要額の相対比を基に、各種の最終需要項目に配分する。

b. 経済活動別中間投入計

財貨・サービス別の中間投入計の変化分の一国合計について、バランス前の経済活動別中間投入計の相対比を基に、経済活動別の中間投入計に配分する。

c. 付加価値

b.における経済活動別の配分額について、営業余剰・混合所得（純）から控除する。

d. 経済活動別財貨・サービス別中間投入

バランス後の財貨・サービス別の中間消費計及びb.で得られたバランス後の経済活動別の中間投入計を制約条件として、RAS法によりバランス前使用表における経済活動別の財貨・サービス別中間投入を再計算し、バランス後の計数を求める。

(5) バランス後使用表の翌年次の推計への利用

ある年次について、上記によりバランスされた計数を基に、翌年次のコモ法や付加価値法の推計を行う。具体的には、コモ法においては、ある年次におけるバランス後使用表から計算される配分比率、運賃・マージン率等を基に、翌年次の財貨・サービスの需要を推計する。また、付加価値法においては、ある年次におけるバランス後使用表から計算される中間投入を基に、翌年次のU表を推計する。

(vi) 海外勘定の推計

1. 基本的な考え方

海外勘定は、我が国の居住者と非居住者の間で行われた経常取引及び資本取引、金融取引を記録するものである。このうち、経常取引については『国際収支統計』の経常収支の各計数を、国民経済計算の概念に合致するよう組み替えて推計する。資本取引については『国際収支統計』の資本移転等収支を基に推計する。

金融取引については、『資金循環統計』を使用して推計する。『資金循環統計』は、基本的に『国際収支統計』と整合性が確保されている。

2. 推計方法

(1) 経常取引

経常取引については、『国際収支統計』の経常収支の一部について組み替えを行っている。

a. 財貨・サービス輸出入

財貨については、海外勘定ではF O B（本船渡し）建価格で記録しており、『国際収支統計』の貿易収支と対応している。

サービスについては、『国際収支統計』のサービス収支から建設、公的サービス等及び輸送の一部を差し引くとともに、金融サービスのうちF I S I Mについて国民経済計算による推計値に置き換えたものと対応している

建設は、その他の経常移転に、公的サービス等の一部(在日米軍の日本人職員給与)は雇用者報酬に組み替えられている。また、非居住者が負担している国際観光旅客税が輸送等に含まれていることから、その他の経常移転に組み替えている。

b. 雇用者報酬

雇用者報酬は、基本的に、『国際収支統計』の所得収支の雇用者報酬に対応している。輸出側については、「在日米軍の日本人職員給与」分を組み入れている。

c. 財産所得

財産所得は、『国際収支統計』の第一次所得収支の投資収益に、F I S I Mを調整したものと対応している。

d. その他の経常移転

その他の経常移転は、『国際収支統計』の第二次所得収支にサービス収支の建設及び輸送等に含まれる非居住者が支払った国際観光旅客税を加えたものと対応している。

『国際収支統計』に計上されている建設は、主として相手国の発注者から国内本社への建設代金の支払である。一方、国民経済計算では現地事務所は相手国の居住者とみなされる。したがって、建設そのものは相手国の国内取引となるため、『国際収支

統計』の建設は現地事務所から国内本社への移転取引として経常移転に計上する。

e. 経常対外収支

支払と受取のバランス項目で、支払側に記録される。『国際収支統計』の経常収支と合致する。ただし、海外勘定の経常対外収支は、海外から見た収支であり、経常収支とは符号が異なる。

(2) 資本取引

資本取引の資本移転等の項目は、『国際収支統計』の資本移転等収支と対応している。貯蓄及び資本移転による正味資産の変動は、経常対外収支＋資本移転等（受取）－資本移転等（支払）となる。

なお、資本取引の貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と、金融取引の資金過不足は、概念上金額が一致する。

(3) 金融取引

金融資産・負債の変動（金融取引）を作成する際に得られる海外部門の取引額である。一部の項目を除き、基礎資料として『資金循環統計』を用いており、各項目の具体的な推計方法については、「(x) 2. 金融勘定」による。

(vii) 国内総生産（支出側）の推計

1. 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、家計最終消費支出に対家計民間非営利団体最終消費支出を加えたものである。

(1) 家計最終消費支出

家計最終消費支出は以下の項目から成っている。

家計最終消費支出（＝①＋②－③）

①国内家計最終消費支出

②居住者家計の海外での直接購入

③非居住者家計の国内での直接購入

「家計最終消費支出」の大部分を占める「国内家計最終消費支出」の推計方法は以下の通りである。

また、②居住者家計の海外での直接購入、③非居住者家計の国内での直接購入については、『国際収支統計』に基づいて推計する。

a. 国内家計最終消費支出推計の基本体系

(a) 暦年計数の推計

国内家計最終消費支出の暦年計数は、コモ法によって推計される市場生産者の産出する財貨・サービス分と、非市場生産者による家計への「財貨・サービスの販売」を合算して推計される。コモ法では、コモ8桁品目で推計され、各品目は88目的分類に集計することによって、マトリックスが作成される。同様に、一般政府、対家計民間非営利団体が他部門に販売した「財貨・サービスの販売」のうち家計向けのものについても88目的に分類され、これをコモ法によるマトリックスと合算することにより、88目的分類からなる国内ベースの最終消費支出マトリックス(暦年計数)が作成される。ただし、コモ法による暦年計数には、国内家計最終消費支出に含まれない現物給付分が含まれているため、その分を控除する。なお、国内家計最終消費支出の分類には、上記目的分類のほかに形態分類があるが、88目的の各目的分類は形態分類(4形態)のいずれか一つに対応するよう設計されている。

(b) 四半期計数の推計

四半期の国内家計最終消費支出は、コモ法による暦年計数は補助系列を用いて四半期分割した上で、四半期ごとの「財貨・サービスの販売」を加えることによって求められる。

b. 四半期分割のための補助系列推計方法

Ⅲ 四半期別GDP速報を参照のこと。

(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体のサービス産出額(中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)から、他部門へサービスを販売した分である財貨・サービスの販売額及び自己勘定による研究・開発に係る総固定資本形成額を控除することによって推計する((iv)「2. 対家計民間非営利団体関連項目の推計」参照)。

2. 政府最終消費支出

(1) 年度計数の推計

政府最終消費支出とは、一般政府のサービス産出額(中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)から、他部門へ販売した分である財貨・サービスの販売額及び自己勘定による研究・開発に係る総固定資本形成額を差し引いた一般政府の自己消費分に、医療費、介護費、教科書購入費等、一般政府が家計に供給するため、市場生産者から購入するための支出(現物社会移転(市場産出の購入))を加えたものである。

年度計数の推計に当たっては、中央政府、社会保障基金については決算書等、地方

政府については『地方財政統計年報』等により中間投入、雇用者報酬等の各項目を積算している（(iv)「1. 一般政府関連項目の推計」参照）。

（2）四半期計数の推計

一般政府に関連する計数は、決算書等から基本的には年度ベースで把握されるため、四半期計数が入手できないものについては、年度額を以下のとおり四半期分割する。

- ①雇用者報酬は当該四半期別の一人当たり給与額で分割する。
- ②中間消費は年度計数を4等分する。
- ③生産・輸入品に課される税は年度計数を4等分する。
- ④固定資本減耗は原則として暦年計数を4等分する。
- ⑤財貨・サービスの販売は、ヒアリング結果等によるパターンで分割する。
- ⑥自己勘定の総固定資本形成（研究・開発）は、3.（1）②参照。
- ⑦現物社会移転（市場産出の購入）のうち社会保障給付（医療、介護分）及び戦傷病者等無賃乗車船等負担金は、年度計数を四半期ごとの支出比率等により割り振る。教科書購入費は、年度計数を4等分する。

3. 総固定資本形成

（1）推計の基本体系

総固定資本形成の暦年計数は、コモ法によって推計される市場生産者の産出する財貨・サービス分と、一般政府や対家計民間非営利団体といった非市場生産者による自己勘定の研究・開発に係る総固定資本形成分を合算して推計される。こうした方法では各需要項目について品目別の暦年計数が推計される一方、一般政府や企業といった投資主体別の内訳や四半期計数を明らかにするものではない。

したがって、上記の方法によって推計した総固定資本形成（暦年計数）と整合性のとれた各主体別及び四半期別の総固定資本形成を推計するため、別途各主体について四半期別の総固定資本形成を推計し、これにより上記の方法によって推計した総固定資本形成を分割する。

①コモ法により推計される総固定資本形成

a. 知的財産生産物を除く固定資産

まず一国全体の住宅投資（暦年計数）を推計し、コモ法により推計された総固定資本形成（暦年計数）からこれを差し引き、コモ法による「住宅投資以外の総固定資本形成（暦年計数）」を求める。

次に公的企業の総固定資本形成（暦年計数、知的財産生産物を除く）と一般政府の総固定資本形成（暦年計数、知的財産生産物を除く）を別途推計し、「住宅投資以外

の総固定資本形成（暦年計数）」からこれを差し引く。こうして求められたものが民間企業設備のうち知的財産生産物を除く分（暦年計数）となる。

b. 知的財産生産物

コモ法で推計される総固定資本形成のうち知的財産生産物分は、生産者が1年を超えて生産に使用するコンピュータ・ソフトウェアのうち受注型ソフトウェア、パッケージ型ソフトウェア及び自社開発ソフトウェア、鉱物探査・評価、研究・開発（非市場生産者による自己勘定分を除く）、並びに娯楽作品原本から構成される。コンピュータ・ソフトウェアについては、暦年値を『産業連関表』の固定資本マトリックスより求めた比率により、公的分（公的企業、一般政府）と民間分（民間法人企業、対家計民間非営利団体）に按分する。四半期計数は、受注型ソフトウェア及びパッケージ型ソフトウェアについては『特定サービス産業動態統計』におけるソフトウェアの月次売上高を用いることで分割し、自社開発ソフトウェアについてはリスマン・サンデー法により分割する。鉱物探査・評価については、決算書による投資額をすべて公的分（一般政府）とし、四半期計数は4等分とする。研究・開発（非市場生産者による自己勘定分を除く）については、『科学技術研究統計』における部門別の内部使用研究費を組み替える等して公的分（公的企業）・民間分（民間法人企業）、非金融分・金融分といった制度部門別に総固定資本形成額を推計する。四半期計数は『四半期別法人企業統計』における金融・保険業を除く全産業における資本金10億円以上の企業の販売費及び一般管理費を補助系列として分割する。娯楽作品原本については、公共放送が行うテレビ番組原本の作成分のみ公的分（公的企業）とする。四半期計数は、テレビ番組原本については民放各社の決算情報等、書籍原本は『出版指標年報』（全国出版協会・出版科学研究所）の書籍の推定販売金額の四半期パターン等で分割する。映画原本と音楽原本は原則として4等分とするが、著作権使用料の四半期値が入手可能な部分については、分配額の四半期パターンで分割する。

②非市場生産者による自己勘定の研究・開発に係る総固定資本形成

一般政府や対家計民間非営利団体による自己勘定の研究・開発に係る総固定資本形成については、『科学技術研究統計』における部門別の内部使用研究費を組み替える等により推計する。四半期計数は、活動分類別に、人件費分については『毎月勤労統計』の関係する産業の賃金指数と常用雇用指数の動きを用いて分割し、その他の費用分については4等分とする。

（2）需要項目別推計方法

①住宅投資

公的住宅投資も含めた全住宅投資額について、『建築物着工統計』の着工建築物（構

造別・用途別表)の工事費予定額から推計する。居住専用・居住産業併用建築物の工事費予定額を構造別・用途別平均工期により出来高に転換し、四半期別の進捗ベースの投資額を求める。こうして求められた居住専用及び居住産業併用進捗額に、工事単価、工事面積、着工統計のもれ等を補正するための修正倍率(国土交通省推計)を乗じ、修正済居住専用建築物進捗額については全額、修正済居住産業併用建築物進捗額についてはその7割を居住分として合計することにより、全住宅投資額を求める。なお、構造別・居住専用、居住産業併用別平均工期については、原則5年ごとに『建築統計年報』(国土交通省)の工事期間データ等から推計し直した値(間の期は補間)を用いる。これに、コモ法で推計された住宅関連の不動産仲介手数料の総固定資本形成額及び建設補修(改装・改修)の住宅分を加算する。

a. 民間住宅

民間住宅投資は、四半期別の全住宅投資額から、別途推計した四半期別の公的住宅投資額を差し引くことにより推計する。各主体別推計は以下のように行う。

(a) 対家計民間非営利団体住宅投資

『民間非営利団体実態調査』より推計する。

(b) 法人住宅投資

『建築物着工統計』の着工建築物の工事費予定額のうち、建築主が「会社」である居住専用・居住産業併用建築物の工事費を進捗転換する。これに修正倍率を乗じてもれ等を補正し、居住専用建築物進捗額の全額と居住産業併用建築物進捗額の7割を合計して四半期計数を求める。

なお、会社が建築主である分譲住宅については、家計が購入することから家計住宅に分類されるため、会社の進捗額から分譲住宅を控除した額が法人住宅投資となる。この分譲住宅については、『住宅着工統計』における会社の分譲比率を用いて推計する。

(c) 家計(個人企業を含む)住宅投資

民間住宅投資額より、法人住宅及び対家計民間非営利団体住宅を控除することにより四半期別に推計する。

b. 公的住宅

中央政府の一般会計及び特別会計の決算書における公務員宿舍施設費、『地方財政統計年報』における普通建設事業費のうちの住宅費、都市再生機構及び地方住宅供給公社の賃貸住宅にかかる住宅建設費を集計し、これから用地費及び消費税額を控除して年度計数を求める。

つぎに、四半期計数については、別途コモ法で推計される建設補修（改装・改修）の公的住宅分を控除し、『建設総合統計』（国土交通省）における公共部門における居住用建築の出来高ベースの金額を用いて、年度計数を四半期に分割する。

②非住宅投資

a. 民間企業設備

供給側推計、需要側推計の双方から推計値を作成し集計値のレベルで統合する項目（並行推計項目）を主体とし、共通推計項目として別途推計するコンピュータ・ソフトウェア研究・開発及び娯楽作品原本の民間企業分、不動産仲介手数料（うち非住宅分）並びに対家計民間非営利団体分を加算して推計する。

なお、制度部門別設備投資額の推計は、民間企業設備の総額の四半期計数から、対家計民間非営利団体の設備投資額を控除したものを、後述する需要側推計による非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）の計数によって分割し、消費税額を控除（（ii）「5. 消費税の取扱い」参照）することにより推計する。

（a）並行推計項目

（イ）需要側推計値

年次推計では、需要側補助系列の四半期比率を用いて、比例デントン法により、暦年値（コモ法により推計された総固定資本形成（暦年計数）から民間住宅、公的固定資本形成及び対家計民間非営利団体等の共通推計項目の設備投資額を控除したもの）の四半期分割を行う。

需要側補助系列は、『四半期別法人企業統計』（非金融法人企業及び金融機関）、『個人企業経済統計』（総務省）等（個人企業）から推計する（Ⅲ 四半期別GDP速報参照）。

（ロ）供給側推計値

供給側推計で得られた総固定資本形成を使用する（「Ⅲ 四半期別GDP速報」参照）。

（ハ）統合方法

需要側推計値と供給側推計値を加重平均後の推計精度を最も高めるウェイトで加重平均する（「Ⅲ 四半期別GDP速報」参照）。

（b）共通推計項目

（イ）対家計民間非営利団体設備投資（コンピュータ・ソフトウェア分除く）

『民間非営利団体実態調査』等から推計する。

(ロ) コンピュータ・ソフトウェア、研究・開発、娯楽作品原本

上述の3.(1)①b. 知的財産生産物を参照のこと。

(ハ) 不動産仲介手数料（うち非住宅不動産の売買仲介手数料分）

不動産仲介手数料については、『法人企業統計年報』から求めた不動産業の従業員一人当たりマージン額の伸びと、『サービス産業動向調査』（総務省）の不動産取引業の事業従事者数の伸びを延長指標として産出額を推計している。その上で、前年の配分比率を乗じて総固定資本形成への配分額を推計する。民間企業設備計上分については、基準年における非住宅分（民間企業設備分）と住宅分（民間住宅分）の分割比率で按分する。

b. 公的企業設備

(a) 知的財産生産物を除く固定資産

有形固定資産については、中央、地方それぞれ以下のとおり推計する。

中央の公的企業については、各機関の貸借対照表上の有形固定資産から土地と立木を控除したものの前年度末と当年度末との差額を算出し、これに損益計算書上の減価償却費・固定資産除却損等を加え、消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

地方の公的企業については、『地方財政統計年報』の資本的支出のうちの建設改良費を求め、これから用地費及び消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

四半期分割は、別途コモ法等で推計される建設補修（改装・改修）の公的企業分を控除し、『建設総合統計』の公共部門における非住宅建築、土木の出来高ベース工事費の四半期パターンによって行う。

(b) 知的財産生産物

コンピュータ・ソフトウェア、鉱物探査・評価、研究開発及び娯楽作品原本からなる知的財産生産物については、上述の3.(1)①b. 知的財産生産物を参照のこと。

c. 一般政府

(a) 年度計数の推計

中央政府及び社会保障基金については、決算書の「施設整備費」等の投資関係の目を集計したものから用地費を控除することにより推計する。「防衛装備品」については、別途、国の決算書、『経済産業省生産動態統計』等により推計する。

地方政府の場合は『地方財政統計年報』の普通建設事業費、災害復旧事業費等及び下水道事業の建設改良費などを集計し、用地費を控除している（(iv)「1. 一般政府関連項目の推計」参照）。

知的財産生産物のうち鉱物探査・評価分については決算書により推計する。コンピュータ・ソフトウェアについてはb. 公的企業設備と同様である。研究・開発については、3.（1）②非市場生産者による自己勘定の研究・開発に係る総固定資本形成を参照。

（b）四半期計数の推計

知的財産生産物、建設補修（改装・改修）および防衛装備品以外については、『建設総合統計』の公共部門における非居住建築、土木の出来高ベース工事費の四半期パターンによって四半期分割を行う。知的財産生産物のうちコンピュータ・ソフトウェア及び鉱物探査・評価については（vii）3.（1）①bを参照。研究・開発については、（vii）3.（1）②を参照。建設補修（改装・改修）についてはb. 公的企業設備と同様である。また、防衛装備品については、コモ法により推計した暦年値を4等分する。

4. 在庫変動

在庫変動は、コモ法による推計値を基に推計する。

（1）民間在庫変動の推計

民間在庫変動額は、コモ法により推計されたグロスの推計値（コモ値）から、公的企業及び一般政府の在庫変動額、消費税控除額（「(ii) 5. 消費税の取扱い」参照）を差し引き、残差として求める。

なお、コモ値における育成資産の仕掛品在庫額は、実現在庫法（R I M）により推計される（「(ii) 財貨・サービスの供給及び需要の推計」参照）。

a. 四半期計数

Ⅲ 四半期別GDP速報を参照のこと。

b. 部門別計数

法人企業・個人企業、及び個人企業の内訳である農林水産・非農林水産といった部門別の計数は、民間在庫変動額を、人的推計による在庫品の部門別比率を基準に分割している。なお、金融機関及び対家計民間非営利団体は在庫を持たないものとみなす。

c. 在庫残高デフレーター

民間在庫変動の残高デフレーターは、下記の手順によりインプリシットに算出さ

れる。まず、『四半期別法人企業統計』等から推計した基準年末の名目在庫残高＝実質在庫残高とにおいて、これをベンチマークに実質在庫変動（フロー）を累計し各期の実質在庫残高を算出する。次に、各期の実質在庫残高とデフレーターから各期の名目在庫残高を算出する。以上の手順で算出した名目在庫残高を実質在庫残高で除して在庫残高デフレーターを算出する。

（２）公的在庫変動

防衛省の保有する弾薬類については、防衛省の財務書類における弾薬類の棚卸資産の当期末在庫残高と前期末在庫残高をそれぞれ実質化し、その差額として得られた実質在庫変動に期中平均価格を乗じることにより、在庫品評価調整後の名目値を推計する。食料安定供給特別会計、石油天然ガス・金属鉱物資源機構など在庫を所有する機関の貸借対照表における当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額をとり、これに消費税額控除、在庫品評価調整を行って名目値を推計する。

実質値の推計方法は、数量が把握できる機関、品目については基準年の数量、価格より算出した基準単価に数量をかけて実質残高を求め、数量が把握できない機関、品目については『企業物価指数』から計算した期末の価格指数を残高デフレーターとして、名目残高より実質残高を求める。さらに当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額を実質在庫変動とする。

四半期分割は、四半期ごとの在庫残高を調査している機関については調査値を用いるが、調査を行っていない機関については四半期で等分する。

５．財貨・サービスの輸出入

『国際収支統計』の項目を一部国民経済計算の概念に組み替えて推計する（「(vi) 海外勘定の推計」参照）。

(viii) デフレーターと実質化

１．実質化の意味とデフレーター作成の基本的考え方

（１）実質化の意味とデフレーター

一般に財貨・サービスの価額（金額）の変化は、その財貨・サービスの数量の変化と価格の変化の組み合わせによって生じる。実質化とは、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くことであり、実質化された価額を実質値という。また、価格水準を表す指数をデフレーターという。国民経済計算においては、基準時点の価格で比較時点の数量を評価した価額をもって実質値とし、「名目値＝実質値×デフレーター」という関係を満たすように実質値及びデフレーターを作成する。

(2) 指数算式

国民経済計算では、前暦年基準連鎖方式を採用する。

実質値は参照年の名目値に連鎖方式ラスパイレース数量指数を乗じたものであり、デフレーターは連鎖方式パーシェ価格指数である。

2. 実質化のための基本的価格指数の作成

実質化を行うための基本となる最小単位の価格指数として基本単位デフレーターを作成する。基本単位デフレーターは原則としてコモ法の6桁品目について作成する。

『産業連関表』の部門分類のうち建設分や、一般政府及び対家計民間非営利団体といった非市場生産者により産出されたサービス分（以下「政府・非営利サービス」という。）については、別途推計する。

(1) 基本単位デフレーター

基本単位デフレーターはコモ法6桁品目について、それぞれ生産、輸入、輸出、家計消費、総固定資本形成、中間消費の6部門について作成する。

a. 価格指数の対応

基本単位デフレーターは、『国内企業物価指数』（PPI）（日本銀行、月次）、『輸出物価指数』（EPI）（同）、『輸入物価指数』（IPI）（同）、『企業向けサービス価格指数』（SPPI）（同）、『消費者物価指数』（CPI）（月次）、『農業物価指数』（API）（農林水産省）における各品目の物価指数等を用いて作成する。

これらの基礎資料における物価指数を、生産（国内産出額）、輸出、輸入といった供給（需要）段階の価格指数として、コモ8桁品目に対応させる。

物価指数が得られない品目については、代替可能な他の物価指数、若しくは単価指数を用いる。単価指数は、価額・数量が得られる品目についてその平均価格を求めるものである。

b. 基本単位デフレーターの作成

コモ8桁品目に対応させた物価指数について、当該物価指数におけるウェイトを用いラスパイレース式によりコモ8桁レベルの価格指数を作成する。次に、当該価格指数と対応するコモ8桁品目の名目値をウェイトとしてコモ6桁の価格指数をフィッシャー連鎖式により作成する。

c. 投入コスト型デフレーター

適当な物価指数が存在しない、あるいは価格と数量への分離が困難である等の品目（研究・開発を含む）については、b. で作成した中間消費デフレーター及び『毎

『毎月勤労統計』の定期給与指数を用いて、投入コスト型によりデフレーターを作成する。

d. F I S I Mデフレーター

F I S I Mデフレーターは、産出額（国内・輸出入）及び消費額（制度部門別）ごとに名目値を実質値で除すことにより、インプリシットに求める。F I S I Mの実質値は、当該期の貸出残高総額と預金残高総額、基準年の運用利子率と参照利子率、調達利子率と参照利子率との率差（国内・輸出入（借り手側・貸し手側））及び『消費者物価指数（総合）』により推計する。

（２）建設デフレーター

建設デフレーターとして計算するのは、①「木造住宅」、②「木造非住宅」、③「非木造住宅」、④「非木造非住宅」、⑤「建設補修（改装・改修）」、⑥「建設補修（維持・修理）」、⑦「その他の土木建設」、⑧「木造計」（①、②）、⑨「非木造計」（③、④）、⑩「建設計」（①～⑦）の10品目である。それぞれについて、コモ法で推計される6桁品目別の暦年値を供給側推計で四半期分割した資材投入額と、付加価値額（雇用者報酬）をウェイトとし、基本単位デフレーター（中間消費）と『毎月勤労統計』の定期給与指数（建設業5人以上）により、投入コスト型で推計する。

（３）政府・非営利サービスデフレーター

政府・非営利サービスのデフレーターは、下記の活動別に、年次、四半期別で作成される。

- ・政府分 ：「下水道」、「廃棄物」、「水運施設管理」、「航空施設管理（国公営）」、「学術研究」、「公務」、「教育」、「保健衛生、社会福祉」、「社会教育」
- ・非営利分：「自然・人文科学研究機関」、「教育」、「社会教育」、「社会福祉」、「その他」

政府・非営利サービスの生産は、これに要した費用をもって測られるので、生産デフレーターも投入コスト型で推計される。学術研究、自然・人文科学研究機関以外については、中間消費、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税及び固定資本減耗の名目値をそれぞれに対応するデフレーターで実質化して実質産出額を求め、これを用いてインプリシットにデフレーターを求める（研究・開発に該当する、学術研究、自然・人文科学研究機関については、前述（１）c. と同様の投入コスト型により推計する）。具体的には以下のとおり。

a. 中間消費デフレーター

中間消費デフレーターは前述の活動別に、投入コスト型で推計する。

なお、『産業連関表』の投入品目をコモ6桁レベルに組み替え、中間消費部門の基

本単位デフレーター及び建設補修（維持・修理）デフレーターを対応させることにより推計する。

b. 雇用者報酬デフレーター

活動別雇用者報酬デフレーターは、各々の賃金指数による。具体的には以下のとおり。

(a) 政府分（学術研究を除く）

『国家公務員給与実態調査』（人事院）、『地方公務員給与の実態』（総務省）を用いて、学歴経験年数別1人当たり給与指数をパーシェ統合した人件費デフレーターを作成する。

(b) 非営利分（自然・人文科学研究機関を除く）

『毎月勤労統計』を用いて、教育、産業計の現金給与総額（常用雇用者規模5人以上の事業所）を指数化する。

c. 生産デフレーターの作成

対応するデフレーターが直接推計される学術研究、自然・人文科学研究機関を除く活動別については、上記により、各コストに対応するデフレーターが推計される。それぞれのコストを実質化した後、集計して実質産出額を得、これにより名目値を除して、生産のインプリシット・デフレーターを得る。

3. 国内総生産（支出側）デフレーターと実質値

(1) 家計最終消費支出

目的分類別、形態別及び家計最終消費支出全体の実質値は以下のように推計される。

- ① コモ8桁品目家計最終消費支出を各目的分類に対応させる。各目的分類に対応して、それを構成するコモ8桁品目家計消費の暦年計数をウェイトとして、対応するコモ6桁品目別基本単位デフレーター（家計消費部門）の四半期計数を連鎖統合することで各目的分類のデフレーターの四半期計数を作成する。
- ② 目的分類ごとにその名目家計最終消費支出額を①で求めた目的分類デフレーターで除すことにより目的分類別実質値を求める。
- ③ 88 目的分類別に集計される目的分類別家計最終消費支出は4種類の形態別家計最終消費支出のどれか一つに対応するように設計されているので、形態別実質値は、目的分類別実質値を形態別に集計することによって求められる。形態別家計最終消費支出デフレーターはこの形態別実質値で形態別名目値を除すことにより、事後的に求められる。

- ④家計最終消費支出全体の実質値は、4形態別に集計される実質値を集計することによって求められる。家計最終消費支出全体のデフレーターは、これにより求められた家計最終消費支出全体の実質値で家計最終消費支出の名目値を除すことにより、事後的に求められる。

(2) 政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出

政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出の実質値は、生産されたそれぞれのサービスの自己消費分をその活動別の政府・非営利サービスデフレーター（2.（3）の「政府・非営利サービスデフレーター」を参照）で実質化し、それぞれについて集計することによって求める。政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出のデフレーターは事後的に求められる。

(3) 総固定資本形成

総固定資本形成（制度部門別、住宅・企業設備別）のデフレーターは、機械等については2.（1）の基本単位デフレーター（総固定資本形成部門）を対応させる。建設部門については2.（2）の建設デフレーター（木造住宅、木造非住宅、非木造住宅、非木造非住宅、建設補修（改装・改修）、その他の土木建設）を対応させることにより推計する。

a. 総固定資本形成マトリックス

『産業連関表』の固定資本マトリックスを制度部門に組み替えること等により、原マトリックスを作成する。

各四半期の供給側推計の総固定資本形成額を暦年値における部門別のウェイトにより分割したもの（列の合計）、各四半期の供給側推計等により得られるコモ6桁品目別の総固定資本形成額等（行の合計）を用いて、RAS法により四半期別の総固定資本形成マトリックスを作成する。

b. 8制度部門別デフレターの推計

a. で求めた四半期ごとの総固定資本形成マトリックスの名目値をウェイトとして、基本単位デフレーター（総固定資本形成部門）及び建設デフレーターを連鎖統合して求める。

c. 実質化

制度部門別、住宅・企業設備別の名目額を上記に対応するデフレーターで除する。これを連鎖方式で集計することで表章項目の実質値を得る。

表章項目ごとのデフレーターは項目計の名目値を項目計の実質値で除することに

よってインプリシットに求める。

(4) 輸出入

a. 輸出入の実質値は、財貨・サービスにおける最下位レベル（約 400 品目レベル：四半期ごとの『国際収支統計』を、財貨についてはコモ法の約 400 品目レベルの情報で分割、サービスについては基準年の情報をもとに詳細項目に分割したもの）の四半期名目額をそれに対応する基本単位デフレーター（輸出部門、輸入部門）で実質化して推計する。

また、直接購入を含めた輸出入の実質値については、上記の方法により求めた輸出入及びこれに対応するインプリシット・デフレーター、直接購入の実質値及びデフレーターを集計することにより得られる。

b. その他のデフレーター

(a) 非居住者家計の国内での直接購入は『消費者物価指数（帰属家賃を除く総合）』を用いる。

(b) 居住者家計の海外での直接購入は、出国旅行先上位 4 か国・地域の『消費者物価指数（総合）』を為替レート換算した上で、年ごとの出国旅行者をウェイトにして連鎖統合する。

(5) 国内総生産（支出側）

以上によって得られた国内総生産（支出側）の表章項目別に対応する実質値を集計し、実質国内総生産（支出側）を得る。この実質値により名目国内総生産（支出側）を除すことで国内総生産（支出側）デフレーターを得る。

4. 国内総生産（生産側）デフレーターと実質値

国内総生産（生産側）の実質化は、産出額と中間投入額のそれぞれを実質化し、その差額をもって実質国内総生産とするダブルデフレーション方式により行う。連鎖方式では加法整合性がないため、加減算は前暦年基準の実質値により行う。

(1) 市場生産者の経済活動別国内総生産の実質化

a. 産出額の実質化

基本単位デフレーターの生産デフレーターとコモ商品別産出額から V 表分類のデフレーターを作成する。名目主産物 V 表をこのデフレーターにより除することにより、実質主産物 V 表を作成する。屑・副産物も同様に実質化し、主産物 V 表に上乘せして実質 V 表を作成する。実質 V 表より経済活動別実質産出額が得られる。

b. 中間投入額の実質化

中間投入額は、名目U表の中間投入額を基本単位デフレーターの中間消費デフレーターで実質化し、実質U表を作成する。実質U表より経済活動別実質中間投入額が得られる。

c. a. で求めた経済活動別実質産出額から、b. で求めた経済活動別実質中間投入額を差し引くことにより経済活動別実質国内総生産を求める。

(2) 非市場生産者の国内総生産の実質化

産出額の実質値から中間投入額の実質値を差し引くというダブルデフレーション方式で行われる。産出額及び中間投入額の実質値は産出額及び中間投入額をそれぞれ生産デフレーター、中間消費デフレーターで除して求める。(2.(3)の「政府・非営利サービスデフレーター」及び3.(2)の「政府最終消費支出及び対家計民間非営利団体最終消費支出」参照。)

(3) 国内総生産(生産側)の実質化

市場生産者と非市場生産者の実質国内総生産、輸入品に課される税・関税の実質値の集計値から総資本形成に係る消費税の実質値を控除することによって実質国内総生産(生産側)が得られる。

国内総生産デフレーター(生産側)は、名目国内総生産(生産側)を実質国内総生産(生産側)で除することにより得られる。

(ix) 所得支出勘定の推計

1. 所得支出勘定の流れ

所得支出勘定は生産と消費とを結ぶもので、生産の成果(付加価値)がどのように配分・再分配されたかを示す勘定体系である。同時に、制度部門別貯蓄を通じて実物面と金融面とを結ぶ役割も果たす。この勘定は、「所得の発生勘定」、「第1次所得の配分勘定」、「所得の第2次分配勘定」、「現物所得の再分配勘定」、「所得の使用勘定」から構成される。

「所得の発生勘定」と「第1次所得の配分勘定」は、第1次所得がどのように各制度部門に配分されたかを示す。第1次所得とは、生産過程への参加または生産のために必要な資産の貸与の結果として、取引主体に発生する所得である。金融資産または土地を含む非生産資産を生産に使用するために他の取引主体へ貸し付けることによって発生する第1次所得は、財産所得と呼ばれる。

「所得の第2次分配勘定」は、制度部門ごとの第1次所得バランスが、所得・富等に課される経常税、社会負担・現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転(非生命

保険純保険料・非生命保険金等)の「現物移転を除く経常移転」の受払によって、どのように可処分所得に変換されるかを表す勘定である。

「現物所得の再分配勘定」は、一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に現物移転が行われることにより、可処分所得がどのように調整可処分所得に変換されるかを表す勘定である。可処分所得と調整可処分所得は、一般政府・対家計民間非営利団体から家計への現物移転を調整しているか否かの相違で、一国全体としては相殺されて同値である。

「所得の使用勘定」は、このような配分・再分配の結果である可処分所得が消費支出と貯蓄にどのように振り向けられたかを表す勘定である。「可処分所得の使用勘定」と「調整可処分所得の使用勘定」の二つがある。

これらの勘定は、原則、各制度部門別、四半期別に推計する。ただし、「所得の発生勘定」は一国経済全体のみ作成する。また、四半期別勘定は一国経済、一般政府、家計についてのみ作成する。非金融法人企業及び金融機関については、民間・公的別の所得支出勘定を付表として作成する。「国民所得・国民可処分所得の分配勘定」は所得支出勘定を組替えて作成する。

2. 所得の発生勘定／第1次所得の配分勘定の推計

(1) 雇用者報酬

雇用者報酬は、まず賃金・俸給(下記①)、雇主の社会負担(同②)のそれぞれを推計し、これに『国際収支統計』から推計した海外へ支払われた雇用者報酬を除くとともに、海外から受取った雇用者報酬を加えて国民概念で表章する。

①賃金・俸給

a. 現金給与

法人企業の役員や議員等以外の雇用者に対する現金給与である。農林水産業、公務、その他の産業ごとに推計する。

(a) 農林水産業

農家、農家以外の農業企業体、林家、林家以外の林業企業体、漁家、漁家以外の漁業企業体の別に、『農業経営統計調査』、『林業経営統計調査』、『漁業経営調査』(以上、農林水産省)、『法人企業統計』などを用いて推計する。具体的には、農業のうち農業企業体分であれば、一人あたり給与に非農家雇用者数を乗じる方法で推計する。

(b) 公務

国の各会計の決算書(財務省)、『地方財政統計年報』、『経済センサス-基礎調査』、

『地方公務員給与の実態』などにより、政府活動のうち産業分類が公務となるものについて把握し、推計する。

(c) その他の産業

『国勢統計』、『労働力統計』(総務省)、『毎月勤労統計』等より、産業別(「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業」)、四半期別に雇用者数及び一人当たり現金給与額を求め、これらを乗じて現金給与額とする。雇用者数は5年ごとの『国勢統計』を基礎資料として、中間時点を『労働力統計』の動向で補間して求める。一方、一人当たり現金給与額については『毎月勤労統計』により求める。『毎月勤労統計』の調査対象とならない運輸業の船員については、『船員労働統計』(国土交通省)等から一人当たり現金給与額及び船員数を求め、それを乗じる方法で推計する。

b. 役員報酬

常勤、非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与手当であり、役員賞与を含む。

『国勢統計』、『労働力統計』、『毎月勤労統計』、及び『法人企業統計』から求められた役員数、常用雇用者一人当たり現金給与額、役員と従業員との報酬格差を用いることにより推計する。

c. 議員歳費等

国会議員の歳費及び地方議会議員の報酬である。地方公共団体の委員手当も含まれる。衆参両院の決算書及び『地方財政統計年報』から集計する。

d. 現物給与

自社製品など通貨以外による給与の支払のほか、食事、通勤手当(通貨による支払を除く)、消費物資の廉価販売等に要した費用である。雇用者の自己負担分があればこれを除く。

現金給与の推計に用いた資料のほか、『就労条件総合調査』(厚生労働省)における労働費用調査結果に基づき、現金給与に対する現物給与の比率を求めて推計する。

e. 給与住宅差額家賃

社宅及び公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃で入居している場合において

は、その差額を現物給与として扱い、雇用者報酬に含める。5年ごとの『住宅・土地統計』を基礎資料として、中間時点を『家計統計』、『建築動態統計』（国土交通省）により補間して推計する。

f. 雇用者ストックオプション

企業が雇用者に対して付与する株式購入権の新規付与額を、『法人企業統計』の産業別「新株予約権残高」等をもとに、標準的なパターンにより権利の付与・行使が行われているものと仮定し推計する。

②雇主の社会負担

a. 雇主の現実社会負担

社会保障基金に係る雇主の現実社会負担は、厚生年金保険のほか、全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）、組合管掌健康保険、共済組合、児童手当制度等の社会保障基金に対する雇主の負担金であり、各制度の事業報告書により推計する。なお、この中には組合管掌健康保険における調整保険料、雇用保険料（雇用安定事業、能力開発事業のいわゆる雇用保険二事業分（平成18年度以前は雇用福祉事業を含む三事業分）も含む。）も含まれる。

その他の社会保険制度に係る雇主の現実社会負担のうち、厚生年金基金のほか、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、勤労者退職金共済機構等の年金基金に対する雇主の負担金は、各制度の事業報告書等により推計する。また、発生主義により受給権を記録する退職一時金については、実際の支給時における支給額を『国税庁統計年報書』（国税庁）等により推計する。

b. 雇主の帰属社会負担

発生主義により受給権を記録する確定給付型の企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金等）及び退職一時金（以下、確定給付型制度）については、企業の財務諸表情報等から推計される勤務費用相当分に、確定給付型制度の年金基金の産出額（年金制度の手数料）を加算したものから、確定給付型制度に係る雇主の現実社会負担を控除した額を記録する。

このほか、無基金による社会保険制度に係る雇主の負担分として、発生主義により受給権を記録しない公務員等の退職一時金については国の各会計決算書、『地方財政統計年報』、その他の各政府機関の決算書等により推計するとともに、公務員に対する公務災害補償、労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働者災害補償責任保険、労災保険への上積給付など社会保障基金以外のものへの雇主の負担や、財形貯蓄制度に対する奨励金・給付金、団体生命保険等の保険料などの雇主の負担分については、『就労条件総合調査』、国の決算書、『地方財政統計年報』等により推計する。

確定拠出型企業年金を含むその他の社会保険制度については、雇主の帰属社会負担は存在しない。

③経済活動別雇用者報酬

生産勘定で表章される経済活動別雇用者報酬は、上記①、②で推計した国内概念の雇用者報酬について、『毎月勤労統計』に基づく各経済活動別の現金給与額に国民経済計算ベースの「経済活動別雇用者数」を乗じたものの構成比を用いて、分割したものである。

(2) 営業余剰・混合所得

①推計の基本的な考え方

産業別国内総生産推計の一環として求められた経済活動ベースの営業余剰・混合所得（以下「営業余剰等」という）を、企業ベースで推計された制度部門別の計数で分割することにより、制度部門別の営業余剰等を推計する。なお、一般政府及び対家計民間非営利団体については、概念上営業余剰等は存在しない。

具体的には、経済活動ベースの営業余剰等をコントロール・トータルとし、制度部門推計値との差額を各制度部門に配分調整する。ただし、差額を配分する際に、公的非金融企業、金融機関、家計（個人企業）のうち農林水産業及び持ち家については、以下で推計した値を用い、この調整の対象からあらかじめ除外する。

なお、家計（個人企業）については、個人企業主や家族従業員への労働報酬と営業余剰とが混在しているため、「混合所得」と呼ぶ。ただし、持ち家については、概念上労働報酬が存在しないため営業余剰になる。

②制度部門別推計

制度部門別営業余剰等は、国内概念により企業ベースで推計する。

a. 非金融法人企業の推計

民間法人企業については、『法人企業統計』の営業利益を基礎資料として、四半期別・産業別に推計する。また、『国際収支統計』による在外支店収益の受払分を調整して国内概念への転換を図るとともに、在庫品評価調整、F I S I M、企業内研究開発等の調整を行い国民経済計算ベースの四半期別・産業別営業余剰を推計する。

公的非金融企業については、各決算書から推計する。

b. 金融機関

民間金融機関分は、付加価値法において推計される経済活動別の「金融・保険業」の営業余剰から、各決算書から推計する公的金融機関の営業余剰を控除して推計する。

c. 家計（個人企業）

個人企業の営業余剰等は、(a) 農林水産業、(b) その他の産業の混合所得分、(c) 持ち家の営業余剰分に分けて推計する。

(a) 農林水産業

農業については、『農林業センサス』（農林水産省）、『農業構造動態調査』（農林水産省）より求めた農家戸数に、『農業経営統計調査』による1戸当り農業所得を乗じる等により推計する。

林業については、『生産林業所得統計』による生産林業所得に、『森林林業統計要覧』（林野庁）、『農林業センサス』から推計した個人割合を乗じる等により推計する。

水産業については、『漁業経営調査』による個人の1経営体当り所得に『漁業就業動向調査』（農林水産省）の経営体数を乗じる等により推計する。

農林水産業の混合所得は、これらを合算し、在庫品評価調整、F I S I Mを一括して調整して求める。

(b) その他の産業

その他の産業は、『国勢統計』、『労働力統計』から求めた産業別業主数に、『個人企業経済調査』等から求めた産業別1業主当り営業利益を乗じる等により推計する。なお、『個人企業経済統計』による営業利益は支払利子が控除されているので、この分を推計加算する等とともに、在庫品評価調整、F I S I M等の調整を行って混合所得を推計する。

(c) 持ち家の営業余剰

まず、産業別国内総生産推計の一環として求められる「住宅賃貸業」のうち持ち家分の産出額・中間投入額から持ち家分の付加価値額を求める。次に、「住宅賃貸業」の固定資本減耗、生産・輸入品に課される税を「住宅賃貸業」における産出額に占める持ち家分の比率により、按分する。これらを持ち家分の付加価値額から控除し、持ち家分の要素所得を求める。持ち家の雇用者報酬は概念上存在しないことから、これを持ち家の営業余剰として、家計部門に計上する。

(3) 生産・輸入品に課される税・補助金

(iii) 国内総生産（生産側）の推計を参照

(4) 財産所得

①利子

a. 非金融法人企業

(a) 民間非金融法人企業

(イ) 支払

国民経済計算の金融・資産負債の残高における民間非金融法人企業の各負債平均残高（当該年度末と前年度末の平均残高）に適用利率を掛け合わせることで、個別金融負債ごとの利息額を推計し、それを合計することで推計する。

(ロ) 受取

民間非金融法人企業の受取利子は、四半期別に受取利子の国民合計値から金融機関、公的非金融企業、対家計民間非営利団体及び一般政府の受取利子を控除した残差を、国民経済計算の金融資産・負債の残高における資産残高に、資産の種類ごとに推計した利率を乗じること等により推計したそれぞれの利息額の比率で、民間非金融法人企業、家計の間で分割することにより求める。

(b) 公的非金融企業

支払、受取とも機関別の決算書から積み上げる。

b. 金融機関

(a) 支払

各機関別決算書から、「預金利息支払」、「借入金利子支払」、「債券利息支払」等及び生保・非生保の「利子支払」等を集計し、支払総額を推計する。

(b) 受取

各機関別決算書から「預金受入利息」、「貸出金利息」、「有価証券利息・配当金」等及び生保・非生保の「利子・配当支払」等を集計し、このうち「有価証券利息・配当金」、「利子・配当支払」については受取利子相当額を推計する。

c. 一般政府

(iv) 1. 一般政府関連項目の推計を参照

d. 家計

(a) 支払

イ. 消費者負債利子

金融機関からの借入金支払利子は、各機関の決算書の借入残高に各機関別の平均貸付利率を乗じ推計する。共済組合からの借入金支払利子は、地方公務員組合等の決算報告書からの貸付残高に平均貸付利率を乗じて推計する。

ロ. 個人企業

(イ) 農林水産業

金融機関ごとの決算書を用い、消費者負債利子、持ち家を除いた個人農林水産業の四半期別借入金平均残高と平均借入金利を求め、支払利子を推計する。

(ロ) その他産業

『資金循環統計』等を用いて全体の残高を推計し、その数値より当部門以外の残高を差し引き当部門の残高の推計を行う。『金融経済統計月報』（日本銀行）等の全国銀行及び信用金庫の貸出約定平均金利等を用いて支払利子率を推計し、残高と金利を乗じて支払利子を求める。

(ハ) 持ち家（住宅信用利子）

金融機関ごとに、住宅信用平均残高を求めて住宅ローンの平均金利を乗じて推計するか、もしくは住宅信用受取利子を金融機関の財務諸表より求める。

(b) 受取

a. (a) 民間非金融法人企業の (ロ) 受取を参照。

e. 対家計民間非営利団体

(a) 支払

民間金融機関と公的金融機関に分けて支払利子の推計を行う。まず、決算書等からの該当残高の積み上げ計算により借入残高を推計、次に『金融経済統計月報』の貸出約定金利平均等を用いて借入金利を推計し、借入残高に借入金利を乗じて支払利子を求める。

(b) 受取

当部門への預金利子額（預金残高×預金利率）及び債券利子額（債券残高×債券利率）を合計する。

f. F I S I Mの調整等

制度部門ごとに推計した受払い利子額にF I S I Mの調整をする。また、2. (1) ②で述べた確定給付型制度について、年金基金が雇主企業に対して保有している「年金基金の対年金責任者債権」（企業の年金資産の積立不足）に関して、雇主企業（非金融法人企業、金融機関）から年金基金への利子の支払フロー（擬制計算）を『資金循環統計』を基に推計・加算する。

②法人企業の分配所得

a. 配当

株式・出資金配当（投資信託のインカムゲインを原資とする分配金を含む）を計上する。

（a）非金融法人企業

イ. 民間非金融法人企業

（イ）支払

『法人企業統計』（年報）の配当金を基礎に、調査時点による法人数の調整を行う。

（ロ）受取

受取は、株式・出資金配当を推計する。

民間非金融法人、家計の2制度部門の株式・出資金配当は、それぞれ国内分と海外からの分を推計し合計する。国内からの受取配当分は、「支払総額－海外への支払＋海外からの受取－2部門以外の受取－2部門の海外からの受取」から導出される残差を金融資産・負債の残高における株式残高の2部門別の比率を用いて按分する。海外からの受取配当額は金融資産・負債の残高における「直接投資残高」、「対外証券投資残高」の数値を用い按分して推計する。

ロ. 公的非金融企業

各決算書より積み上げ計算する。

（b）金融機関

（イ）支払

各機関別決算書から配当を集計し推計する。投資信託のインカムゲインを原資とする分配金については、『資金循環統計』から推計する。

（ロ）受取

各機関別決算書の「その他利子、配当」等から配当受取を集計し、前述の利子に含まれていたもので分離した配当部分を加算する。

（c）一般政府

（イ）支払は制度部門の性質上ない。

（ロ）受取

(iv) 1. 一般政府関連項目の推計を参照。

(d) 家計

(イ) 支払は制度部門の性質上ない。

(ロ) 受取のうち株式・出資金配当は、民間非金融法人企業の受取配当推計の欄参照

(e) 対家計民間非営利団体

(イ) 支払は制度部門の性質上ない。

(ロ) 受取は株式・出資金配当を、株式資産額に『決算短信集計』（東京証券取引所）の純資産配当率を乗じることにより求める。

③準法人企業からの引き出し

イ. 公的準法人引き出し

(イ) 支払は各機関別決算書から、該当項目を集計・積み上げる。

(ロ) 受取は全て一般政府となる。

ロ. 海外支店収益

(イ) 支払（＝外国法人の在日支店収益）は『国際収支統計』直接投資収益（支払）のうち配当済支店収益から推計し、(4) ②aで求めた支払配当額の比率により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

(ロ) 受取（＝国内法人の在外支店収益）は『国際収支統計』直接投資収益（受取）のうち配分済支店収益から推計し、株式などの資産平均残高比率により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

④海外直接投資に関する再投資収益

支払・受取とも『国際収支統計』の再投資収益の数値を用いる。支払は『国際収支統計』における直接投資残高により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割、受取は『資金循環統計』における直接投資残高により民間非金融法人企業と民間金融機関に分割する。

⑤その他の投資所得

a. 保険契約者に帰属する投資所得

(a) 支払

各決算書等を用い、生命保険分、非生命保険分、定型保証分別に保険帰属収益（保険契約者の資産を投資することから生じる所得）を推計し、保険契約者配当を加算して求める。

生命保険会社、非生命保険会社、定型保証機関の保険帰属収益には、それぞれ、産出額推計の過程で求められる財産運用純益と同額を計上する（(ii) 3. (2) j.

(c) 参照）。

(b) 受取

支払のうち、生命保険の保険契約者配当、保険帰属収益分は家計に帰属する。非生命保険の保険契約者配当、保険帰属収益分は受取保険料、支払保険金の制度部門別実数を用い、制度部門別分割を行う。ただし、保険帰属収益のうち責任準備金（うち積立分）の運用収益については全額家計に帰属するものとする。定型保証分は、家計または非金融法人企業に帰属するものとする。

b. 年金受給権に係る投資所得

(a) 支払

受給権を発生主義により記録する確定給付型制度については、企業の財務諸表等から推計される利息費用相当分を計上する。その他の年金基金分については、資産別残高（平残）に資産別のインカムゲイン利子率（平残利回り）を使用して推計した財産運用収入から求める。

(b) 受取

支払の全額は家計に帰属する。

c. 投資信託投資者に帰属する投資所得

(a) 支払

投資信託の内部留保について、金融機関が支払い、投資者（家計または民間金融機関）に帰属したものとして扱う。『資金循環統計』から推計する。

(b) 受取

受取は家計又は民間金融機関となる。

⑥賃貸料

a. 非金融法人企業

(a) 支払

『法人土地・建物基本統計』（国土交通省、5年ごと）、『固定資産の価格等の概要調書』（総務省、年次）から住宅地、商業地別に借地面積を把握し、家計の支払賃貸料の推計過程から得られる面積あたりの地代を用いて民有地の商業地地代・住宅地地代を推計する。非金融法人企業から一般政府への支払地代は、一般政府側の受取分から家計部門の推計において得られる家計から一般政府への支払分を控除した残差として推計する。これら民有地の商業地分・住宅地分、一般政府分を合計した土地粗賃貸料から、土地税を控除し、土地純賃貸料を推計する。次に、『国際収支統計』からその他第一次所得を土地純賃貸料に加算し賃貸料を推計する。

(b) 受取

全部門の支払土地粗賃貸料合計を全部門の受取土地粗賃貸料合計とする。この合計より、一般政府と対家計民間非営利団体及び家計の受取額を控除し、更に土地税を控除して土地純賃貸料を推計する。これにその他第一次所得を加算し、賃貸料を求める。

b. 金融機関

(a) 支払

別途推計する金融機関の産出額に土地・建物・機械賃貸料の中間投入比率、総賃貸料に対する土地賃貸料比率を乗じて推計した土地粗賃貸料から土地税を控除して推計する。

(b) 受取

受取賃貸料は、非金融法人企業に含む。

c. 一般政府

各決算書から推計する（(iv)「1. 一般政府関連項目の推計」参照）。

d. 家計

(a) 支払

『住宅・土地統計』で推計した住宅の借地戸数比率と『全国消費実態統計』（総務省、5年ごと）及び『家計統計』から求めた一世帯当たり地代を用いて住宅の借地分地代とその他産業地代を推計する。これに、更に、『田畑価格及び小作料調』（日本不動産研究所、年次）、『農業構造動態調査』から求めた田畑小作料を加えて推計した総額の土地粗賃貸料から、土地税を控除し、支払土地純賃貸料を推計する。

(b) 受取

支払と同様の資料を用いて推計した受取分の土地純賃貸料に、その他第一次所得を加算する。

e. 対家計民間非営利団体

(a) 支払

『民間非営利団体実態調査』の「対家計サービスの消費支出計」の「地代」から推計する。

(b) 受取

『法人土地・建物基本統計』、『固定資産の価格等の概要調書』、『住宅・土地統計』から求めた面積、戸数に、家計の支払賃貸料の推計過程から得られる面積当たりの地代を用いて土地粗賃貸料を推計する。これから土地税を控除する。

3. 所得の第2次分配勘定の推計

(1) 所得・富等に課される経常税

「所得に課される税」と「その他の経常税」からなる。

具体的内容は以下のとおりである。

①所得に課される税の内訳

中央政府	所得税、法人税、日本銀行納付金
地方政府	道府県民税・市町村民税（所得割、法人割、利子割）

②その他の経常税の内訳

中央政府	自動車重量税の1/2、国際観光旅客税のうち居住者家計分
地方政府	道府県民税・市町村民税（法人均等割、個人均等割）、事業税、 狩猟者登録税、入猟税、自動車税（種別割、環境性能割）の1/2 軽自動車税（種別割、環境性能割）の1/2

（注1）自動車重量税、自動車税（種別割、環境性能割）及び軽自動車税（種別割、環境性能割）については、家計負担分は「所得・富等に課される経常税」、家計以外の負担分は「生産及び輸入品に課される税」となるが、家計負担分とそれ以外の比率の詳細が明らかでないため、便宜的に等分する。

（注2）国際観光旅客税については、居住者負担分のうち、家計負担分は所得・富等に課される経常税のうちのその他の経常税、それ以外の負担分は生産に課されるその他の税になる。居住者負担分と非居住者負担分については『出入国管理統計』（法務省）を用いて按分し、居住者負担分のうち家計負担分とそれ以

外の負担分については、『国際収支統計』（財務省）を用いて按分している。

（２）純社会負担

a. 現実社会負担

（a）一般政府の受取分

社会保険給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う社会負担のうち法律等により強制的に支払われるものであり、社会保障基金への支払を指す。

雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担からなり、雇主から社会保障基金に直接支払われる分については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、次に家計が社会保障基金に対して支払ったものとする。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から社会保障基金に対して支払うものである。

社会保障基金に対する負担額であることから、社会保障基金に格付けられる各制度の決算書、事業報告書を使用して推計する。なお、この中には組合管掌健康保険における調整保険料、雇用保険料（雇用安定事業、能力開発事業のいわゆる雇用保険二事業分（平成 18 年度以前は雇用福祉事業を含む三事業分）も含む）も含まれる。

（b）年金基金の受取分

社会保険制度に対して行う社会負担のうち、年金基金へ雇主（及び雇用者）が自発的に行う負担を含み、雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担からなる。雇主から年金基金に直接支払われる分（受給権を発生主義により記録する退職一時金の実際の支給額を含む）については、まずこの分を雇用者報酬とみなし、つぎに家計が年金基金に対して支払ったものとする。推計方法は「2.（1）雇用者報酬」参照。家計の現実社会負担は、雇用者がその雇用者報酬の中から年金基金に対して支払うものである。

各年金基金別に財務諸表等の報告書を使用して推計する。

b. 雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担には、受給権を発生主義により記録する確定給付型制度（企業年金及び退職一時金）について、対象期間における受給権の増分（企業の財務諸表における勤務費用相当分）と制度の運営に係る費用の合計のうち、確定給付型制度に係る雇主の現実社会負担では賄われない部分、及び雇主が特別の準備を創設することなく無基金で行う負担からなる。推計方法は「2.（1）雇用者報酬」参照。

c. 家計の追加社会負担

「2. (4) ⑤b. 年金受給権に係る投資所得」で述べた年金受給権に係る投資所得を家計の支払、金融機関の受取に計上する。

d. 年金制度の手数料（控除項目）

現実社会負担（雇主の現実社会負担、家計の現実社会負担）、雇主の帰属社会負担、家計の追加年金負担の合計から、確定給付型や確定拠出型の年金基金の運営に係る費用を「年金制度の手数料」として控除し、「純社会負担」として計上する。手数料は、運用費用を積み上げることにより推計する。

(3) 現物社会移転以外の社会給付

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当等があり、各制度の決算書等を用いて推計する。

b. その他の社会保険年金給付

年金基金から支払われる給付額及び受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給額から成る。各基金別の財務諸表や『国税庁統計年報書』から推計する。

c. その他の社会保険非年金給付

受給権を発生主義により記録しない退職一時金等の無基金による給付額である。「雇用人報酬・雇主の帰属社会負担」のうち無基金分と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用人社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、遺族等年金、恩給等を集計し、対家計民間非営利団体分としては無償の奨学金や医療サービスのほか家計に対する全ての経常的移転支出が含まれる。

(4) その他の経常移転

その他の経常移転とは、所得の第2次分配勘定で扱う経常移転のうち、「所得・富等に課される経常税」、「純社会負担」及び「現物社会移転以外の社会給付」を除く居住者制度単位間、または居住者と非居住者との間のすべての経常移転からなる。その他の経常移転は①非生命保険取引、②一般政府内の経常移転、③経常国際協力、④他に分類されない経常移転（その他の経常移転、罰金）に分類される。

①非生命保険取引

非生命保険取引は、非生命保険金、非生命純保険料として第2次分配勘定に計上される。

a. 非生命保険金

損害保険会社の民間損害保険及び自賠責再保険などの公的保険について、各機関の決算書等の資料から機関別、保険種類別に「正味支払保険金＋支払備金純増額」の算式で年度ベースの保険金を推計し、火災保険は物件別支払保険金割合、自動車・自賠責保険については車種別支払保険金の割合、その他の保険については各種保険の性格によって各制度部門に分割する。

定型保証機関については、種類別に債務肩代わりに該当する財務諸表上の経理項目を保険金として記録する。制度部門は支払・受取ともに金融機関となる。

b. 非生命保険純保険料

上記で推計した年度ベースの保険金を物件別車種別収入保険料の割合で各制度部門に分割する。

定型保証については、種類別に「受取保証料＋財産運用純益一定型保証の産出額」（＝債務肩代わり）の算式で純保険料を推計し、各機関の借り手の性格によって支払制度部門を分割する。

②一般政府内の経常移転

一般政府の内訳部門である中央政府、地方政府及び社会保障基金相互間の経常的移転である。主な項目の例を以下に掲げる。

- a. 中央政府から地方政府 地方交付税交付金、地方譲与税譲与金等
- b. 中央政府から社会保障基金 年金特別会計への繰入等
- c. 地方政府から中央政府 補助費等（国に対するもの）

③経常国際協力

経常国際協力は、異なる政府間、あるいは政府と国際機関との間における現金または現物による経常移転からなる。

これについては、『国際収支統計』にある第二次所得収支の無償資金協力、国際機関分担金等の項目からその受払いを推計する。

④他に分類されない経常移転

a. その他の経常移転

その他の経常移転には寄付金、負担金、家計間の仕送・贈与金等、他で表章されないあらゆる経常移転取引が含まれる。

(a) 寄付金

寄付金は、非金融法人企業及び金融機関の支払と、対家計民間非営利団体の受取を推計する。基本的には、『税務統計からみた法人企業の実態』（国税庁）の寄付金額をもとに、対家計民間非営利団体向けの比率と経常移転の比率を乗じて推計する。

(b) 負担金

『家計統計』により負担金と信仰費を推計し、これを家計から対家計民間非営利団体への移転とする。

(c) 家計間の仕送・贈与金

家計間の移転として『家計統計』等により仕送金と贈与金を推計し、受払に同額を計上する。

b. 罰金

全ての制度主体が一般政府に対して支払う罰金と科料である。具体的には、中央政府の過料、没収金、延滞金などの目、地方政府の延滞金、加算金及び科料等が該当する。

4. 現物所得の再分配勘定の推計

(1) 現物社会移転

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に対し、現物による財貨またはサービスの形で提供されるもので、現物社会移転（非市場産出）、現物社会移転（市場産出の購入）からなる。一般政府、対家計民間非営利団体の最終消費支出として記録されるが、現実最終消費概念（5.（1）参照）では、それらの最終消費支出のうち個別消費支出にあたるものが現物社会移転として家計側に記録されることとなる。一般政府からの移転としては医療・介護に対する政府の支出分等があり、それぞれ政府の決算書・事業報告書より推計される。

対家計民間非営利団体については集合消費支出が存在せず、すべて個別消費支出に類別される。

なお、概念上、社会扶助にも現物によるものがあるが、基礎資料の制約から公的負担による医療費以外は現金による給付に含めることとする。

5. 所得の使用勘定の推計

(1) 最終消費支出と現実最終消費

最終消費支出概念を補足するため、家計及び政府に現実消費の概念が存在する。こ

れは「費用負担」と「便宜享受」の2つの異なる観点から消費を捉えようというものであり、現実最終消費は、その制度部門が実際に享受した便益の額としての消費を意味する。

a. 家計の現実最終消費

家計の現実最終消費は当該費用の最終負担者が政府、対家計非営利団体あるいは家計自身であるかに関係なく家計に現実には供給される財貨・サービスをカバーするものであり、以下の算式で表される。

家計最終消費支出 ＋ 政府・対家計非営利団体の個別消費支出（現物社会移転）

b. 政府の現実最終消費

政府の最終消費支出は、個別の家計への便益である「個別消費支出」と社会全体への便益である「集合消費支出」とに区分され、そのうち集合消費支出が政府の現実最終消費となる。個別消費支出と集合消費支出の区分は目的別分類を基準に行う。

c. 対家計民間非営利団体の現実最終消費

対家計非営利団体の最終消費支出は全て「個別消費支出」となるため、現実最終消費は存在しない。

(2) 年金受給権の変動調整

「純社会負担」のうち社会保障制度分と無基金制度分を除く年金基金分（受給権を発生主義により記録する退職一時金分を含む）から、「その他の社会保険年金給付」を控除したものを計上する。

(x) 資本勘定・金融勘定の推計

1. 資本勘定

(1) 総固定資本形成

「(vii) 3. 総固定資本形成」参照。

なお、総固定資本形成は、資産分類別に、「住宅」、「その他の建物・構築物」、「機械・設備」、「防衛装備品」、「育成生物資源」、「知的財産生産物」から成る。また、住宅・宅地の取得費用として生じる不動産仲介手数料は「住宅」、「その他の建物・構築物」、新規の土地利用のために生じる土地改良費や新規のプラント設置に際して生じるエンジニアリング費は「その他の建物・構築物」の総固定資本形成として記録する。

(2) 固定資本減耗

固定資本減耗は、固定資産について、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額から成

る。また、資産の処分時に要する費用のうち、特に大規模なものについても、使用期間中に前もって負担を平準化した上で、固定資本減耗に含める。

固定資本減耗は、「(x i) 2. 各項目の推計方法」の記載のとおり、恒久棚卸法による期末資本ストック残高の推計と同時に、資本財×制度部門（及び経済活動別）のマトリックスとして計算され、再調達価格（時価）で表示される。推計に使用する償却率は『民間企業投資・除却調査』（内閣府）等のデータから設定し、減価償却方法は社会資本も含めて全て定率法を採用する。また償却率には減価償却費のみならず資本偶発損の概念も含むものとして定義する。

（３）在庫変動

「(vii) 4. 在庫変動」における主体別在庫変動を制度部門ごとに合計する。

（４）土地の購入（純）

a. 推計の範囲

土地の購入（純）（以下「土地純購入」という。）は、土地取引の収支（「購入額」－「売却額」）である。

土地取引は居住者間でのみ行われるものとする。「非居住者が土地を購入した場合」は、居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、非居住者はこの名目的な機関に対し土地の購入額に等しい金融資産を取得すると擬制するため、国内部門の土地純購入の合計は恒等的に「0」となる。

また、居住者が海外の土地を購入した場合には、非居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、居住者はこの名目的な機関に対し対外直接投資を行うと擬制する。

b. 制度部門別推計方法

（a）非金融法人企業

i. 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の所有する土地は、「固定資産としての土地(事業用)」、「棚卸資産としての土地(販売用)」に分けて推計する。

①固定資産としての土地(事業用)

イ. 『四半期別法人企業統計』等の土地購入額と売却額から年度及び暦年の簿価ベース土地純購入を推計する。

ロ. 『法人企業統計』（年報）から特別利益額に含まれている土地処分益を推計し、「①イ」から減じて時価ベース土地純購入とする。

②棚卸資産としての土地(販売用)

販売用土地面積の大部分が不動産業、建設業、運輸業、卸売業の4業種によって保有されているため、下記のとおり推計する。

イ、『法人企業統計』の「不動産業、建設業、運輸業、卸売業」の棚卸資産額から、棚卸資産取引額（土地純購入）を推計する。

ロ、各種資料により棚卸資産に占める土地保有額の比率を推計し、「②イ」に乗じて販売用の土地純購入を推計する。

ハ、『土地保有・動態調査』（国土交通省、年次）から全業種に対する上記4業種の保有土地面積比率を推計した上で、「②ロ」により求めた販売用の土地純購入を割戻し、全業種ベースの土地純購入を推計する。

また、J-REIT等の不動産証券投資法人の土地純購入については、『不動産証券化の実態調査』（国土交通省）及び有価証券報告書から推計する。

ii. 公的非金融企業

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益を加減算して推計する。地方公的企業分については、『地方財政統計年報』から推計する。

(b) 金融機関

i. 民間金融機関

土地資産額推計（(x i)「2. 各項目の推計方法(1) 非金融資産 ②非生産資産（自然資源）a. 土地 (c)制度部門分割」参照）より得られる金融機関の都道府県別・用途別（店舗用地、社宅用地、その他用地）土地資産額を、用途別土地面積で割戻した単価に、都道府県別・用途別土地面積の増減を乗じて推計する。

ii. 公的金融機関

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益を加減算して推計する。

(c) 一般政府

土地購入額から土地売却額を差し引いて求める。

i. 土地購入額

中央政府及び社会保障基金については、総固定資本形成を推計する際に『建設業務統計年報』の工事種類別の用地比率を用いて控除される用地費分及び決算書に示された不動産購入費等を合計する。地方政府については、普通会計分は『地方財

政統計年報』の「用地取得費の状況」による額を計上し、非企業特別会計分についても『地方財政統計年報』から推計する。

ii. 土地の売却額

中央政府、社会保障基金及び地方政府とも土地売却収入に当たる項目を集計する。

(d) 家計(個人企業を含む)

国内全体では「土地購入額」と「土地売却額」は一致するため、家計の土地純購入は、国内全体の土地純購入(「0」)から、「(a)～(c)、(e)」の合計の土地純購入を引いた残差としている。

(e) 対家計民間非営利団体

土地資産額推計より得られる対家計民間非営利団体の各機関(私立学校、宗教法人、介護・社会福祉施設)が所有する土地資産額を面積で割戻した単価に、面積の増減分を乗じて推計する。

(5) 資本移転等

資本移転については、基礎統計等において支払先と受取先を特定できるものについて、国の決算書、『国際収支統計』等から推計する。

2. 金融勘定

金融については、フローの勘定である取引推計をストック勘定と接合して推計するため、本節で併せて説明する。

(1) 推計方法の概要

a. 基礎資料

金融資産・負債残高及び取引は、『資金循環統計』を基礎資料とするが、同統計の公表後に公表される資料など、より精度の高い資料が入手できる場合は他の資料を用いて推計を行うことを原則とする。

b. 全ての取引を結合

同一部門内の取引は、全てグロスで表示(結合という)する。

これにより他部門との取引関係が不明となる項目も一部あるが、各部門・項目の計数が実態に即したものとなる(なお、政府財政統計関連表においては、IMFの政府財政統計マニュアルに従い、貸出・借入や債務証券、持分のような主要項目について、部門内取引をネットアウトしている)。

c. 推計手順

原則、各年度末の金融資産・負債残高表を作成し、次にその期中増減額を年度中の金融取引額とするが、価格変動のある項目については『資金循環統計』の取引額を直接使用する。

暦年値は、年度値と同様の作成方法によるが、直接推計が困難な項目はそれぞれ関連資料を利用して年度計数を暦年計数に転換している。

各制度部門の推計方法は、原則として『資金循環統計』の計数を用いるが、公的機関については、同時に決算書や『地方財政統計』等の各種資料を用いて推計する。また、部門分類の異なる部分については『国際収支統計』や財務諸表等から推計を行う。

(2) 項目別推計方法（主に年度値の推計）

a. 貨幣用金・SDR

貨幣用金、SDR（特別引出権）、IMFリザーブポジションのストックの値は、ドルベースで公表される『外貨準備等の状況』（財務省、月次）を円ベースに換算することで推計し、『資金循環統計』の「うち金・SDR」で部門分割する。中央政府の負債側に計上されるSDRは、四半期別の『本邦対外資産負債残高』（財務省・日本銀行）等を使用する。フローの値は、『国際収支統計』を使用して合計を推計し、『資金循環統計』の「うち金・SDR」で部門分割する。ここで推計したIMFリザーブポジションは、中央政府の外貨預金等に計上する。

b. 現金・預金

(a) 現金、流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、外貨預金

上記「(1) c. 」のとおり。

外貨預金については、中央政府の合計についても『資金循環統計』より推計する。

IMFリザーブポジションのうちIMFリザーブトランシュは外貨預金に含める。外貨預金の取引額のうち財務諸表から推計する部分については、残高の増減をそのまま取引額としている。なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

(b) 日銀預け金

原則として、『資金循環統計』の計数より推計するが、一部の公的企業の保有分については財務諸表より推計する。

(c) 政府預金

『資金循環統計』の計数を用いる。

c. 貸出・借入

(a) 日銀貸出金、コール・手形、現先・債券貸借取引

原則として『資金循環統計』の計数より推計する。

(b) 民間金融機関貸出

残高については民間金融機関貸出の総額は『資金循環統計』の簿価ベースの計数より推計を行うが、民間金融機関貸出を行う機関の範囲が異なるため資産、負債の合計は『資金循環統計』と一致しない。一方、負債は公的各部門については決算書等を積み上げた計数を用い、民間非金融法人企業を除くその他の部門については『資金循環統計』の簿価ベースの計数を用いる。民間非金融法人企業の負債側は残差となる。

また、民間金融機関貸出の資金用途別内訳である「住宅貸付」、「消費者信用」については、『資金循環統計』の計数をそのまま用いるが、「その他」については「民間金融機関貸出」の簿価ベースの計数から「住宅貸付」と「消費者信用」を控除した額より推計する。

(c) 公的金融機関貸出、非金融部門貸出金、割賦債権・債務

上記「(1) c. 」のとおり。

民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

公的金融機関貸出の「うち住宅貸付」は、『資金循環統計』の計数を使用する。

また、住宅貸付を除く公的金融機関貸出の「不良債権の抹消」額は、償却する側の計数については、各公的金融機関の損益計算書や附属明細書に記録されている「貸付金償却」額を抽出し、償却される側の計数については、各公的金融機関の貸出先比率によって民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に按分する。

d. 債務証券

(a) 国庫短期証券、地方債、政府関係機関債、金融債、事業債、居住者発行外債、CP、信託受益権、債権流動化関連商品

原則として、『資金循環統計』の計数より推計を行う。一部の公的企業の計数については財務諸表等より推計を行う。

(b) 国債・財投債

ストックの値は、『資金循環統計』の計数に交付国債を加えたものを負債側に計上する。

資産側は、各機関の財務諸表の集計値、『地方財政統計年報』、『資金循環統計』等の計数を用いて各部門の計数を求め、残額を国内銀行に計上する。

フローの値は、『資金循環統計』の中央政府負債、財政融資資金の負債の合算値から国債の取引総額を確定する。

資産側は、公的部門は前期末と当期末の残高の差額をフローの計数とし、残りの部門については『資金循環統計』の計数を用いて残額を国内銀行の計数とする。

e. 持分・投資信託受益証券

(a) 持分

上場株式、非上場株式及びその他の持分に分けて推計する。

ストックの値について、上場株式は、『資金循環統計』の「上場株式」を用いるが一部の公的部門については、財務諸表等により計数を確定する。その結果に発生する残差については、民間非金融法人企業の資産側に計上される。

民間金融機関以外の発行する非上場株式は、類似業種比準方式に準じる方法で総額を確定する。民間金融機関については、『資金循環統計』より推計する。なお、政府が保有する日本たばこ産業株式会社や日本電信電話株式会社等の株式は、上場後も非上場株式に計上する。

その他の持分のうち国が出資する法人は、『政府出資法人一覧』（財務省）や各機関の財務諸表から政府出資や純資産の額を把握する。地方公共団体が出資する法人は、『第三セクター等の出資・経営等の状況に関する調査』（総務省）や『地方公営企業年鑑』を用いる。国の特別会計のうち公的企業にあたるものは、決算書や特別会計の財務書類から純資産を把握し、中央政府の公的企業に対する持分として計上する。上記以外の民間企業への出資については、『資金循環統計』や『会社標本調査』（国税庁）より推計を行う。

非上場株式の資産側の配分は、原則として公的部門について決算書等を用いて確定し、残額を『株式分布状況調査』（全国証券取引所、年次）等をもとに推計された『資金循環統計』の保有比率を用いて民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に配分する。

負債は、民間金融機関のうち国内銀行、生命保険及び非生命保険については時価総額を足し上げて推計する。

また、民間金融機関への出資金については、『資金循環統計』より推計を行う。

フローの値についても、上場株式、非上場株式及びその他の持分に分けて推計する。上場株式、非上場株式は、『資金循環統計』の計数を用いて資産側、負債側に配分する。非上場株式は、『資金循環統計』の計数や公的企業の資本金と資本準備金の増減を確定して負債側に計上し、総額を確定する。その他の持分は、ストック推計で用いた資料より把握した政府出資額（または資本金および資本準備金）の増減から推計する。なお、公的企業から一般政府への例外的支払については、一般政府が公的企業から持分を引き出したものとみなし、その他の持分のフローに計上

する。

資産側は、決算書等から算出した残高差額を公的部門の取引額とし、残額を民間非金融法人企業に配分する。

(b) 投資信託受益証券

『資金循環統計』の計数から推計を行う。

f. 金融派生商品・雇用者ストックオプション

金融派生商品はフォワード系、オプション系ともに『資金循環統計』の計数を用いる。『資金循環統計』と部門分類の異なる機関については決算書等により計数を把握し、部門間の組み替えを行う。

雇用者ストックオプションは『資金循環統計』の計数より推計を行う。

g. 保険・年金・定型保証

非生命保険準備金、生命保険・年金保険受給権、年金受給権、年金基金の対年金責任者債権、定型保証支払引当金ともに『資金循環統計』の計数より推計を行う。年金受給権の取引額のうち発生主義で推計を行う部分については、「(ix) 所得支出勘定の推計 5. 所得の使用勘定の推計 (2) 年金受給権の変動調整」を参照。

h. その他の金融資産・負債

(a) 財政融資資金預託金

各種資料により得られた総額と保有部門の内訳の計数により推計する。

(b) 預け金、未収・未払金

上記「(1) c. 」のとおり。

なお、預け金は民間非金融法人企業の負債側、未収・未払金は同部門の負債側が残差項目となる。

(c) 企業間信用・貿易信用

原則として、『資金循環統計』の計数より推計を行う。なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

(d) 直接投資

対外直接投資については、ストックは『本邦対外資産負債残高』、フローは『国際収支統計』を用いて直接投資（「株式資本」及び「収益の再投資」）を海外部門の負債として確定した後、『資金循環統計』を用い、残高の比率で金融機関部門の資

産側にそれぞれ配分する。さらに、財務諸表で把握された公的非金融企業から海外子会社への出資分を計上する。残差は民間非金融法人企業とする。直接投資のうち「負債性資本」は、『資金循環統計』と整合的に、「非金融部門貸出金」に含める。

(e) 対外証券投資

上記「(1) c.」のとおり。

公的企業については、各種資料より推計を行う。それ以外の部門については『資金循環統計』より推計を行う。独自推計となる公的企業分については、資料の制約から調整額を推計していない。

なお、残差は民間非金融法人企業に配分する。

(f) その他対外債権・債務

海外の負債側と残差となる民間非金融法人企業の資産側を除き『資金循環統計』の計数より推計を行う。『資金循環統計』ではこの項目に貨幣用金やSDR等を含むため、同統計で「うち金・SDR等」としている額を控除する。

海外の負債側のストック値（対外純資産）は『資金循環統計』の対外純資産に、海外の負債側のフロー値については海外部門の純貸出／純借入（資金過不足）を海外勘定の「経常対外収支・資本移転による正味資産の変動」の値に、それぞれ合致させるための調整を行う。民間非金融法人企業の資産側が残差となる。

(g) その他

『資金循環統計』の計数より推計を行う。なお、国の特別会計決算書の貸借対照表に計上されている特別会計間の繰入金や一般会計から特別会計への繰入未済金については、この項目に計上する。

(3) 調整勘定の推計

調整勘定には、当該年度と前年度末のストックの差額と当該年度フローとの差額が計上される。

原則、調整勘定そのものを推計することではなく、ストックとフローを推計する過程で計算されるが、公的金融機関貸出については、各機関の貸付金の償却額を積上げる。

主な内容は次のとおり。

a. 再評価勘定

(a) 時価評価によりキャピタルゲイン・ロスが計上される場合

時価評価を行うことにより取引を伴わずに残高が増減する場合で、調整勘定の中で最も大きな部分を占める。

(例) 債務証券、持分、金融派生商品、生命保険・年金保険受給権、各対外取引項目

(b) 為替変動に起因したストックとフローの不接合を計上する場合

為替レートの変動による残高変化とその影響を除いたフローとの差額を計上。

(例) 対外取引項目

b. その他の資産量変動勘定

(a) 使用する資料のサンプル替え等のため計上される場合

ストック推計とフロー推計で使用する資料が異なる場合や、サンプル替え等の影響でストックの残高差額とフローの計数が異なる場合に計上。

(例) 非金融部門貸出金、企業間信用・貿易信用の一部、各対外取引項目

(b) 金融機関の貸出金償却をフローに計上しない場合

金融機関の貸出金償却をフローとしてではなく調整勘定として認識し計上。

(例) 民間金融機関貸出、公的金融機関貸出

(c) 基礎統計の改定による断層

『資金循環統計』等の基礎統計の改定による断層が生じている時期がある。当該断層を調整勘定に計上する。

3. 純貸出 (+) / 純借入 (-) と純貸出 (+) / 純借入 (-) (資金過不足)

制度部門別資本勘定と金融勘定の各々のバランス項目である純貸出 (+) / 純借入 (-) と純貸出 (+) / 純借入 (-) (資金過不足) は概念上一致するが、実際には乖離が生じる。これは、実物取引の推計において統計上の不突合が存在すること、実物取引と金融取引の推計資料及び推計手法の相違等によるものである。

一国全体としては、制度部門別の純貸出 (+) / 純借入 (-) の制度部門別合計に統計上の不突合を加えると純貸出 (+) / 純借入 (-) (資金過不足) の制度部門別合計となり、統合勘定の資本勘定に記載される。

(x i) 貸借対照表勘定及び調整勘定の推計

1. 評価の原則

貸借対照表勘定における各資産の評価に当たっては、共通の基準として、評価時点の市場価額が採用される。しかし、市場価額が得られる資産は極めて限定的であるため、市場価額にできる限り近似した評価を得るため、資産の特性に適合した種々の評価方法を用いる。推計方法は、以下のとおり。

(1) 再調達価額を用いる方法

再調達価格とは、その資産を評価時に改めて調達した場合の推定価格であり、取得価格（新品に対するもの）に再調達時と比較した物価倍率及び経過年数に応じた残価率を乗じて算出する。

(2) 収益還元法

収益還元法とは、現在の資産が将来に向けてどれだけの収益を見込めるかという観点から、利子率を用いて、純収益を現在価値に割引く方法であり、地下資源、漁場等の資産評価に適用される。

(3) 土地の鑑定価格

土地の評価は統一的な価格が形成される不動産市場が存在しないことから、鑑定価格により行う。地価公示価格等は、取引事例比較法や収益還元法等により評価を行っている。

2. 各項目の推計方法

(1) 非金融資産

①生産資産

a. 在庫

(a) 推計方法

『昭和 45 年国富調査』の結果をベンチマークとして、各年の増加額を積上げ推計する。

『昭和 45 年国富調査』における棚卸資産額を制度部門別及び形態別に組替える。その際、コモ法における在庫品評価調整方法に準じた方法により、棚卸資産額を 45 年末評価資産額に調整する。

(b) 調整額の推計

イ. 価格変化による再評価（再評価勘定）

期首在庫残高及び期中の在庫変動額に対し、期首及び期中平均から期末にかけての価格変化率を乗じることにより推計する。

ロ. 制度部門分類の変更等による調整（その他の資産量変動勘定）

公的企業の民営化等制度部門が変更となった場合には、再調達価格による調整額を推計し、調整勘定に、変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額を計上する。

(c) 立木の推計

民有林は、在庫の仕掛品のうち育成生物資源の仕掛品に含まれる。

なお、国有林は、非生産資産の中の、非育成生物資源の非育成森林資源に含まれる。

イ. 推計方法

民有林は、実現在庫法により推計されたストック額に各年の増加額を積上げ、インフレーターを用いて評価資産額を推計する。

ロ. 調整勘定

立木の調整勘定分は、時価評価された期末評価額と前年末評価額との差額から在庫純増分を除いたものとして求める。

ハ. 制度部門別分割

民有林は、在庫として取り扱われることから、家計、民間非金融法人に分割する。

b. 固定資産

固定資産は、恒久棚卸法により固定資本形成の時系列データを元に推計する。資産額については年末時点における減価償却後(純ストック額)の再調達価額で評価する。

(a) 期末資産残高と固定資本減耗の推計

コモ法による財別総固定資本形成のデータを時系列的に接続し、恒久棚卸法により積上げ計算して推計する。

恒久棚卸法の推計に当たって、各年の財別総固定資本形成データ(名目:購入者価格)を、資本財別及び制度部門別・経済活動別の固定資本マトリックスに展開して利用する。資本財の制度部門・経済活動への配分方法については、制度部門別の総固定資本形成額を時系列的に整合する形で調整し、『法人企業統計』や『工業統計』等の各種統計を利用して経済活動別に分割する。また、各部門内における資本財の配分については、『産業連関表』の固定資本マトリックスを時系列的に整合するよう組み替えてベンチマークとし、RAS法等によりバランス調整する。

このようにして得られる固定資本マトリックス(名目値)の時系列を、財別基本単位デフレーターを用いて実質化し、資本財別及び制度部門別・経済活動別のそれぞれの実質値ごとについて、恒久棚卸法による積上げ計算を行う。

実質資本ストックについては、

実質期末ストック額

$$= \text{実質期首ストック額} + \text{実質当期投資額} - \text{実質当期減耗額} + \text{実質調整額}$$

が成立する。固定資本減耗についてはすべての財について定率法を採用し、個別の

資本財について期首ストック額に財別償却率を乗じて推計する。償却率は『民間企業投資・除却調査』等から、資本財別、制度部門別及び投資年ビンテージ別に計算する。調整額には通常予期されない大規模災害の被害や制度部門分類の変更による制度部門間での資産移動等を計上する。

実質ストックと実質固定資本減耗は、再び財別基本単位デフレーターで名目化され、再調達価格に変換される。

名目期末ストック額

$$= \text{名目期首ストック額} + \text{名目当期投資額} - \text{名目当期減耗額} + \text{名目調整額}$$

(b) 調整額の推計

イ. 価格変化による再評価（再評価勘定）

期首純資産額及び期中の純固定資本形成額についての期首及び期中平均から期末にかけての価格変化額に相当し、名目調整額から「(b) ロ.」のその他の資産量変動を控除することにより推計する。

ロ. 制度部門分類の変更等による調整（その他の資産量変動勘定）

(イ) 資本勘定の総固定資本形成に含まれている非生産資産への投資額(土地改良分)は、貸借対照表上では固定資産ではなく非生産資産(土地)の残高に体化されるため、固定資産の調整勘定において土地改良の総固定資本形成額をマイナスの調整額として計上し、土地の調整勘定において同額をプラスの調整額として計上する。

(ロ) 公的企業の民営化等制度部門が変更となった場合には、再調達価格による調整額を推計し、調整勘定に、変更前の制度部門にはマイナス額、変更後の制度部門にはプラス額を計上する。

(ハ) 予見できない大規模な災害などにより生じた損失は、資本偶発損の概念とは別と見なして調整勘定に計上する。

②非生産資産（自然資源）

a. 土地

民有地と国公有地等に分け、地目は宅地、耕地、その他(林地含む)の3種に区分して推計を行う。土地の推計方法は基本的に地目別、地域別面積にそれぞれ対応する単価を乗ずる。

(a) 民有地

イ. 宅地

宅地の全国評価額は各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は各市町村（東京都特別区を含む）評価額の合計とする。

各市町村評価額は、各市町村の住宅地区及び村落地区の面積にそれぞれ対応する単価を乗じて住宅地区及び村落地区評価額を算出する。基礎資料は、面積は『固定資産の価格等の概要調書』、単価は『地価公示』及び『都道府県地価調査』（ともに国土交通省）を用いている。

次に住宅地区及び村落地区評価額をベースとして、商業地区、工業地区、観光地区、併用住宅地区等の評価額について『固定資産の価格等の概要調書』における課税評価額の価格比を利用してそれぞれ算出したものを住宅地区及び村落地区評価額に加算して、合計としての宅地資産額を推計する。

ロ. 田・畑・林地

田・畑・林地の全国評価額は各都道府県評価額の合計とし、各都道府県評価額は一般の田・畑・林地の評価額と宅地介在の田・畑・林地の評価額の合計とする。基礎資料として、面積については『固定資産の価格等の概要調書』、単価については『田畑価格及び小作料調』及び『山林素地及び山元立木価格調』（日本不動産研究所）を用いる。

ハ. その他

その他の土地の全国評価額は各都道府県評価額の合計値とし、各都道府県評価額は都道府県の田・畑・林地の評価額を基礎に推計する。

(b) 国公有地等

国公有地等は、中央政府機関、地方政府機関及び対家計民間非営利団体の土地に大別される。地目区分（宅地、耕地、林地、その他）ごとの面積にそれぞれ対応する単価を乗じて推計を行う。

イ. 中央政府及び関連公的企業

政府会計（一般会計、特別会計）については、『財政金融統計月報（国有財産特集）』（財務省）に記載されている土地評価額を基礎とする。政府関係機関については、各種資料により土地評価額を集計する。

ロ. 地方政府及び関連公的企業

普通会計（一般会計、公営企業会計以外の特別会計）については、『公共施設状況調』（総務省）を用いる。都道府県及び市町村が所有する土地面積を、都道府県

ごとに、宅地、耕地、山林及びその他に区分し、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

公営企業会計については、『地方財政統計年報』の貸借対照表の土地評価額をもとに推計する。

財産区については、区有地面積を都道府県別に宅地、耕地、山林、原野及び雑種地に区分の上、それぞれの面積に都道府県別単価を乗じて推計する。

道路公社及び住宅供給公社については各種資料によりそれぞれ推計する。

ハ．対家計民間非営利団体

宗教法人については『法人土地・建物基本統計』、教育機関については『学校基本統計』（文部科学省）、社会福祉施設については『社会福祉施設等調査報告』（厚生労働省）、『法人土地・建物基本統計』及び『公共施設状況調』を基に、それぞれ面積に地方政府の推計で用いる単価を乗じて推計する。

（c）制度部門分割

イ．非金融法人企業

民間非金融法人企業については、『固定資産の価格等の概要調書』から得られる都道府県別法人比率を民有地評価額に乗じた額から、別途推計する民間金融機関の資産額を控除する。公的非金融企業については、国公有地の評価額から分離計上する。

ロ．金融機関

民間金融機関については、『法人土地・建物基本調査』をもとに、金融機関の種類別（全国銀行、中小企業金融機関、農林水産金融機関、保険、証券）、用途別（店舗用地、社宅等用地、その他）、都道府県別の面積にそれぞれ対応する単価を乗じて算出した資産額を補助系列に用いて推計する。面積は有価証券報告書等に記載されている用途別内訳を利用する。単価については金融機関の種類に応じて『固定資産の価格等の概要調書』の情報により調整を行って算定したものをを用いている。公的金融機関については、各種資料により土地評価額を集計する。

ハ．一般政府

国公有地等の推計において一般政府として推計した額を計上する。

二．家計

民有地評価額に『固定資産の価格等の概要調書』における都道府県別個人比率を乗じて推計する。

ホ. 対家計民間非営利団体

国公有地等の推計において対家計民間非営利団体として推計した額を計上する。

b. 鉱物・エネルギー資源

鉱物・エネルギー資源は、①石炭・石油・天然ガス、②金属鉱物、③非金属鉱物に区分して推計を行い、合計額を求める。

(a) 推計方法

収益還元法（ホスコルド方式）により推計する。

純収益は、産出額から原料、資材、燃料、電力、その他支出及び現金給与総額を控除する。稼行年数は可採粗鉱量で除して求める。基礎資料として、『経済センサス-活動調査』を用いる。

還元利率は、蓄積利率と報酬利率の2種の利率を用いている。

蓄積利率は、鉱石を採掘・販売し、鉱業権の価値を回収するため安全確実に得られる利率であり、国債、公社債、預金等の利率を勘案して設定する。

報酬利率は、投下資本に対する報酬を得るための利率で、蓄積利率にリスクを加えたものであり、各種資料により設定する。

ホスコルド方式による評価額には、資源そのものに加えて設備資産が含まれる。設備資産のうち地上設備については、固定資産推計における鉱業の計数を用い、評価額からその分を控除する（なお、坑道等の設備については、資源の一部とみなして評価額から控除しない）。

(b) 制度部門分割

非金融法人企業に分類する。

c. 漁場

漁場の範囲は、粗放養殖を除く全ての養殖漁場であり、内水面（河川及び湖沼）及び外海と仕切られた沿岸における養魚池及び養魚場、養殖かき及び真珠の養殖場並びにその他の漁場の関連施設とする。

また、関連施設については、固定資産として別途評価されること等から対象としない。

(a) 推計方法

『漁場経営調査』、『漁場センサス』（ともに農林水産省）等により純収益を算出し、収益還元法により推計する。

(b) 制度部門分割

家計（個人企業を含む）に分類する。

d. 非育成森林資源

国有林について、『財政金融統計月報（国有財産特集）』から立木竹の資産額、および『国有林野事業統計書』（林野庁）等を基に面積に対応する単価を乗じて推計する。なお、単価には、「伐価法」による評価法を基にしたものを用いる。

(2) 金融資産及び負債

(x) 2. 金融勘定を参照。

3. 調整勘定

金融資産及び負債については、「(x) 2. (3)」参照。

(1) 調整勘定の役割

貸借対照表勘定の期首と期末の変動のうち資本勘定における変動以外の要因が計上される。調整勘定には、

- a. 価格変化による再評価
- b. 債権者による不良資産の抹消
- c. 予測不可能な事態に基づく調整
- d. 資本勘定から除外されている非金融資産の価値の純増
- e. 制度部門分類の変更等による調整
- f. 基礎資料や推計上の不突合及び不連続の調整項目 が概念上含まれる。

このうち、「a.」は、期首・期末間の実現、未実現のキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス（資本利得及び損失）である。これは、資本勘定では、資産・負債を取得時価格で評価し、また、貸借対照表勘定において期首の資産・負債は期首価格で評価されるのに対し、期末の資産・負債は、期末価格で評価されることから生じる名目値の差を計上するものである。

調整勘定の推計には、調整項目を積み上げて算出する方法と、期首、期末の残高差額から接近する方法がある。

前者は、固定資産、在庫及び一部の金融資産・負債の推計に適用され、価格変化による再評価、分類の変更による調整等の調整項目を加えて全体の調整額を算出する。

後者は、土地、一部の金融資産・負債に適用され、まず期首と期末の残高差額を算出し、それから期中の資本取引を差し引いて調整額を求める。次に調整額を価格変化による再評価、自然成長等の調整項目に細分化する。

調整勘定は、更に数量的な変化に起因する「その他の資産量変動勘定」と、価格変化

に起因する「再評価勘定」に分割される。

(2) その他の資産量変動勘定

その他の資産量変動勘定は、以下の項目を含む。

- a. 経済的出現・消滅
- b. 災害等による壊滅的損失
- c. 他に分類されないその他の量的変動
- d. 分類変更

「経済的出現・消滅」には、地下資源などの非金融非生産資産の変動と債権者による不良債権の抹消等を含む。「分類変更」には、制度部門の移動の他、土地改良について、フローでは総固定資本形成に含まれているが、ストックでは非生産資産の土地に含まれる扱いとすることに伴う調整額を含める。

(3) 再評価勘定

a. 名目保有利得

名目保有利得は、調整勘定に計上されるもののうち「その他の資産量変動勘定」に計上されるものを控除した残差を計上する。

b. 中立保有利得

中立保有利得は、当該資産の価格がある特定された一般物価指数とまったく同様な動きを経時的に示す場合に生じるであろう保有利得として定義される。推計時には一般物価指数としてGDPデフレーターを使用する。

c. 実質保有利得

実質保有利得は、資産に対する名目保有利得と中立保有利得の差として計測される。

4. 家計の耐久消費財残高（参考）

家計の耐久消費財残高は参考として表章する。なお、通常の経年使用による減価償却を適用できない、貴金属、宝石、骨とう品、美術品等は推計対象から除外する。

推計方法については、各年の財別家計消費データ（名目：購入者価格）、『昭和45年国富調査（家計資産調査）』、家計消費に係る財別の基本単位デフレーターを基礎資料とし、恒久棚卸法により推計を行う。

なお、調整額には、減価償却額、価格変化による再評価を含める。

(x ii) その他の項目の推計方法

1. 経済活動別就業者数・雇用者数・労働時間

(1) 就業者数・雇用者数

就業者数・雇用者数は、主に『国勢統計』を用いて産業別、従業上の地位別（雇用者、自営業主、家族従業者）に推計する。『国勢統計』実施年の9月分については同調査を用いるが、それ以外の月は『労働力統計』を用いて月次ごとに推計する。なお、国民経済計算では2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所も異なる場合は、それぞれ一人と数える（副業者分の概念）。このため、『就業構造基本統計』（総務省、5年ごと）を用い、就業者に占める副業者の割合から求める副業者比率によって副業者数を推計し、就業者数に加算する。このようにして得た副業者を含む産業別、従業上の地位別の就業者を『工業統計』、『経済センサス - 基礎調査』等を用い、経済活動別に分割する。年及び四半期値については、月次の値のそれぞれ12か月、3か月の平均値とする。

(2) 労働時間

労働時間数には、『毎月勤労統計』と『労働力統計』、『国勢統計』の産業別一人当たり労働時間数を用いて、経済活動別産業分類に組み替える。

2. 実質国民総可処分所得

実質国民総可処分所得については、以下のように推計する。

(1) 交易利得・損失を推計する。

(2) GDPに交易利得・損失を加え、実質国内総所得（実質GDI）を推計する。

(3) 実質GDIに海外からの第1次所得の純受取を加え、実質国民総所得を推計する。

(4) 実質国民総所得に海外からの経常移転の純受取を加え、実質国民総可処分所得を推計する。

III 四半期別GDP速報

(i) 四半期別GDP速報（QE）の推計方法の概要

1. 需要項目別名目値の推計方法

QEにおける各需要項目の推計方法の概要は以下のとおりである。

(1) 民間最終消費支出

民間最終消費支出の大宗を占める国内家計最終消費支出は、供給側推計値と、『家計統計』等から推計した需要側推計値を加重平均することにより推計する。加重平均の際に用いるウェイトは、1995 暦年から、これを設定する際に利用可能な第二次年次推計値が存在する年まで（2000 暦年を除く。）について、平成 27 年基準のQEと同様の方法で供給側推計値と需要側推計値を推計し、それらを加重平均して求める

暦年値の伸び率が年次推計暦年値の伸び率に最も近づく値に設定する。

（２）民間住宅

『建築物着工統計』における工事費予定額を、平均工期により進捗ベースに転換して推計する。ただし、平均工期の変化も反映させる。

（３）民間企業設備

１次Q Eでは、基本的に「供給側推計の総固定資本形成－民間住宅－公的固定資本形成」として求める。２次Q Eでは、供給側推計値（１次Q Eと基本的に同じ方法で求めたもの）と、『四半期別法人企業統計』等から推計した需要側推計値を加重平均することにより推計する。加重平均の際に用いるウェイトは、（１）民間最終消費支出と同様の考え方で設定する。

（４）民間在庫変動

１次Q Eでは、製品在庫は、『工業統計』の在庫額（年末値）を「鉱工業指数」の製品在庫指数等を使用して延長推計する。流通品在庫は、『経済センサス－活動調査』及び『商業統計』の在庫額を『商業動態統計』の商品手持額等を使用して延長推計する。２次Q Eでは仕掛品在庫、原材料在庫を『四半期別法人企業統計』を利用して推計する。

（５）政府最終消費支出

構成項目ごとに、予算書、基礎統計の四半期値情報等を使用して推計する。

（６）公的固定資本形成

『建設総合統計』（出来高ベース・公共）の前年度値比を使用して延長推計する。

（７）公的在庫変動

品目ごとにヒアリング情報等を基に推計する。

（８）輸出入

『国際収支統計』の貿易・サービス収支の計数を組替えて推計する。

２．実質化の方法

実質化手法は連鎖方式である。

３．公表時期

1 次Q E の公表は1 か月＋2 週間程度後に、2 次Q E の公表は2 か月＋10 日程度後とする。具体的な公表日は、原則以下のとおり。

1 次Q E：①『鉱工業生産・出荷・在庫指数』（速報）の公表日から 10 日後、②『貿易統計（輸出確報）』の公表日から 10 日後のいずれかのうち遅い日付までに公表（土日・祝日を除く）。

2 次Q E：『四半期別法人企業統計』公表日の 5 日後（土日・祝日を除く）

4. その他のポイント

（1）速報の延長推計方法

速報の延長推計は、第一次年次推計（年値）を四半期分割し、基礎統計の原系列前期比で延長する。

（2）年次推計の四半期分割方法

速報推計の基準となる年次推計の四半期分割方法は、原則として年値を補助系列の四半期比率で分割する。このうち、一部の系列については、四半期分割に比例デントン法を採用する（供給側推計の出荷、需要側推計の国内家計最終消費支出（88 分類）、民間企業設備）。

（3）季節調整方法

季節調整は、直近期まで含めて季節調整を毎回かけ直す。

（4）遡及改定方法

基礎統計の年間補正等に対応し、随時、原則として直近の第一次年次推計暦年の第 1 四半期まで遡及して推計値を改定する。連鎖方式を採用していることから、四半期実質値を暦年実質値へベンチマークする必要が生じるが、これによる遡及改定対象期間は原則として第二次年次推計暦年の第 1 四半期までとする。

（ii）供給側推計の方法

1. 基本的な考え方

年次推計におけるコモ法の考え方に基づき、供給側の基礎統計からも国内家計最終消費支出、総固定資本形成の名目値を推計する。ただし、基礎統計の制約等もあり年次推計に比して簡便な方法を用いる。

年次推計におけるコモ法は、2,000 品目を超える品目分類において、詳細な流通経路を設定し、それぞれへの配分額を推計する。Q E 推計における供給側推計は、原則として、品目分類はコモ法の作業分類の 91 品目分類レベル（一部の品目では、91 品目分類

より詳細な品目分類で推計しており、以下「91 品目分類」等の記述には、これらの細分化した品目分類を含む。)で行い、流通経路も簡略化する。推計方法の概略は以下のとおり。

- ①年次推計のコモ法における 91 品目分類の出荷額暦年値の定義に合わせ、月次または四半期値の基礎統計から四半期別出荷額の動向を表す補助系列を作成する。
 - ②この補助系列の四半期比率で年次推計暦年値を分割し、年次推計四半期値を作成する。
 - ③年次推計四半期値の最新の値を基準とし、補助系列の前期比で延長推計することで速報値を作成する。以上により、コモ法の 91 品目分類に基づく出荷額の四半期系列を得る。
 - ④出荷額に運賃・マージン調整、輸出入調整を行った後、別途推計した流通品在庫変動、原材料在庫変動を差し引くことで国内総供給額を推計する。
 - ⑤国内総供給額に、直近の年次推計から得られた国内総供給から各需要項目への配分比率を乗じ、国内家計最終消費支出及び総固定資本形成を推計する。
- なお、供給側推計から得られた国内家計最終消費支出及び総固定資本形成は、別途需要側統計から推計された数値と統合し、最終的な推計値とする。

2. 補助系列の作成方法

基礎統計の状況に応じ、四半期別出荷額の動向を表す補助系列を作成する。

(1) 1つの系列をそのまま補助系列とするもの

コモ 91 品目出荷額にほぼ該当する系列が存在する場合には、そのまま補助系列として用いる。

(2) 2つ以上の系列を合計して補助系列を作成するもの。

コモ 91 品目の内訳に当たる複数の出荷額の系列が存在する場合には、それらを足し合わせ、コモ 91 品目にできるだけ近い概念の補助系列を作成する。

(3) 数量×価格（指数）により補助系列を作成するもの。

出荷数量の系列のみ存在する場合には、できるだけ近い概念の価格指数を採用又は推計し、掛け合わせた名目指数で、出荷額の動きを表す補助系列を作成する。

(4) 卸売・小売

卸売、小売は、『四半期別法人企業統計』から推計したマージン率を『商業動態統計』から得られる販売額に掛け合わせることで卸・小売マージン（＝出荷額）を推計する。

(5) 需要側推計値を用いるもの

供給側統計から適当な補助系列が得られないものについては、『家計統計』等需要側統計の動きで出荷額を捕捉する。

(6) その他

上記の手法の組合せなど²により、補助系列を推計する。

3. 出荷額年次推計値の四半期分割方法

2. で得られた補助系列の四半期比率を使用して、年次推計暦年値を分割し、四半期値を作成する。暦年値の分割には、補助系列の動きがより適切に反映されるよう、基本的に比例デントン法を適用する。

4. 出荷額速報の延長推計方法

3. で作成された年次推計四半期値の最新の値を基準とし、補助系列の前期比で延長推計する。

5. 需要項目額の推計方法

(1) 輸出入額の調整

4. ままで推計された出荷額に輸入額を加算し、輸出額を差し引くことで、国内向け供給額を推計する。輸出入は、『貿易統計』の輸出入と『国際収支統計』のサービス収支等を91品目分類に組替えて推計する。

(2) 購入者価格への転換

(1) で得られた額に、運賃・マージンを加算して購入者価格表示に転換する。なお、商業（卸売、小売）はコスト的商業（同部門内の中古品取引等）販売を除いた部分を、運輸はコスト的運賃（生産工程の一環として行われる輸送活動等）、旅客にかかる運輸活動部分を除いた部分を、他の財に付随する運賃・マージンとして配分する。

(3) 国内総供給の推計（在庫変動の調整）

(2) で得られた購入者価格転換後の国内向け供給額から、更に流通品在庫変動、原材料在庫変動を差し引くことで、在庫変動を除いた国内総供給を推計する。

流通品在庫変動は、『経済センサス - 活動調査』の産業分類別商品手持額及び『商業動態統計』の商品手持額により推計する。原材料在庫変動は、『法人企業統計』の

² 平成27年基準で新たに計上することとなった建設補修（改装・改修）及び住宅宿泊事業について、前者は、『建設総合統計』を用いて建設補修（総額）を延長推計し、『建築物リフォーム・リニューアル調査報告』に基づく改装・改修比率により分割する。後者は、出荷額のうち、住宅宿泊仲介手数料分は、その他運輸に計上し、残りは宿泊業の細品目「住宅宿泊サービス」に計上する。

棚卸資産（原材料・貯蔵品）を用いて推計する（在庫変動の推計方法の詳細は、「(iii) 4. 民間在庫変動」参照）。

（4）需要項目の推計

（3）で得られた国内総供給に、直近の第一次年次推計から得られた国内総供給から各需要項目への配分比率を乗じ、国内家計最終消費支出及び総固定資本形成を推計する。

6. F I S I Mの推計方法

F I S I Mは借り手側（貸出）と貸し手側（預金）と分けて推計する。借り手側、貸し手側ごとに残高、利率を延長推計し、「残高×参照利率との率差」で産出額を求める。残高は、『資金循環統計』等を用いて第一次年次推計値を延長推計する。利率は、第一次年次推計で求めた四半期利率を市中金利で延長推計する。

消費支出は、前掲で推計した産出額に海外との間で発生するF I S I M（輸出入F I S I M）を加除し国内消費支出を求め、直近の『資金循環統計』等を反映し、各制度部門への貸出残高、各制度部門からの預金残高および参照利率との率差により求められた金額を推計し、その構成比を求める。

輸出入については、第一次年次推計値を用いる。

(iii) 需要項目別名目値の推計方法

1. 民間最終消費支出

（1）家計最終消費支出

a. 国内家計最終消費支出

（a）供給側推計、需要側推計の双方で並行して推計値を作成し88目的分類ごとに統合する項目（並行推計項目）を主体とし、（b）一部各種の統計を使用して直接推計する項目（共通推計項目）、（c）トレンド等で推計する財貨・サービスの販売を加算して推計する。

（a）並行推計項目

i. 需要側推計値

『家計統計』、『家計消費状況調査』、世帯数等から推計した補助系列（世帯合計消費額）を用いて88目的分類別に比例デントン法による年次推計の四半期分割、速報の延長推計を行う。

ii. 供給側推計値

供給側推計から得られる91品目分類の家計最終消費支出を、年次推計の時に得

られるさらに詳細な品目分類のウェイトを用いて 88 目的分類に組替えた数値を使用する。

iii. 統合方法

以下の算式により統合値を得る（ C_d は需要側統計による推計値、 C_s は供給側統計による推計値）。統合は国内家計最終消費支出（並行推計項目部分）の目的分類ごとに行う。

$$\text{国内家計最終消費支出（並行推計項目）統合値} = kC_d + (1 - k)C_s$$

C_d ：需要側統計による推計値

C_s ：供給側統計による推計値

(b) 共通推計項目

i. 住宅賃貸料

住宅賃貸料（持ち家の帰属家賃を除く）は、『住宅・土地統計』を基に、同統計の対象年次については木造・非木造の構造別に、住宅数、床面積と家賃単価等により推計し、それ以外の年次及び QE では、『建築物着工統計』、『建築物滅失統計』等による増減床分と『消費者物価指数』の家賃単価から推計する。

住宅賃貸料（持ち家の帰属家賃）は、都道府県、構造、建築時期といった属性を考慮した床面積、『住宅着工統計』による持ち家比率、民営借家の家賃単価から推計する。なお、床面積は、住宅宿泊事業分の面積を、控除したものをを用いる。

ii. 医療・介護サービス

国内家計最終消費支出に計上される医療サービス（外来・病院サービス、入院サービス）、介護保険サービスは、それぞれ総額を推計し、政府最終消費支出計上の保険給付分を控除して求める。

医療サービスの総額については、制度変更がない場合には、総額は保険給付分と同じ伸びをすると仮定し、政府最終消費支出計上の保険給付分の前期比で延長推計する。制度変更があった場合には、負担割合の変更等による保険給付分の変化等を考慮して推計する。

介護保険サービスの総額については、『介護給付費の状況』（国民健康保険中央会）及び、『介護保険事業状況報告』（厚生労働省）から求める。

iii. 水道料、電気料

(a) の需要側並行推計の過程で得られる値を用いる。

iv. その他の共通推計項目

供給側推計の過程で得られる品目別の推計値を使用する。

(c) 財貨・サービスの販売

個別の品目ごとに年度値をトレンドや予算の伸びにより延長推計し、これを前年度の四半期比率で分割して四半期値を求める。

b. 居住者家計の海外での直接購入・非居住者家計の国内での直接購入

『国際収支統計』を用いて推計する。

(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出

前年度値を活動目的別に延長することによって当年度値を推計し、これを前年度の四半期比率で分割する。年度値の延長推計は、産出額及び財貨・サービスの販売に関してはトレンドで推計する。「教育」については、『学校基本調査』（文部科学省）における私学の教職員数も利用したトレンド推計を行う。なお、自己勘定による研究・開発に係る総固定資本形成については、「3. (2) d. 対家計民間非営利団体設備投資（ソフトウェア分を除く）」を参照。

2. 民間住宅

民間住宅は、工事費予定額から推計される全住宅投資を推計し、公的住宅を控除し、これに、供給側推計で得られた建設補修（改装・改修）及び不動産仲介手数料³の総固定資本形成額のうち民間住宅分を加算して求める。全住宅投資は、『建築物着工統計』における居住専用（全額）、居住産業併用（7割を居住分とみなす）の構造別着工建築物の各工事費予定額を、構造別・居住専用、居住産業併用別平均工期により進捗ベースに転換し、工事単価、着工統計の漏れ等を補正するため修正倍率を乗じて推計する。なお、構造別・居住専用、居住産業併用別平均工期については、原則5年ごとに『建築統計年報』（国土交通省）の工事期間データ等から推計し直した値（間の期は補間）を用いる。建設補修（改装・改修）については、供給側推計で得られた総額のうち、年次推計時の民間住宅分の比率で按分して求める。不動産仲介手数料については、「3. (2) a. 不動産仲介手数料」を参照。

3. 民間企業設備

供給側推計、需要側推計の双方で並行して推計値を作成し集計値のレベルで統合する項目（並行推計項目）を主体とし、供給側推計による推計値のうち研究・開発分、ソ

³ 平成27年基準以降、住宅の不動産売買仲介手数料に加え、新たに分譲住宅の販売マージンを民間住宅分として計上している。

フトウェア及び娯楽作品原本の総額（共通推計項目）の民間分按分値、不動産仲介手数料（うち非住宅不動産分）並びにトレンドで推計する対家計民間非営利団体分を加算して推計する。

（１）並行推計項目

a. 需要側推計値

需要側推計値は、２次Q E以降で作成する。民間非金融法人企業分及び民間金融機関分については『四半期別法人企業統計』、個人企業分については『個人企業経済統計』等から推計した設備投資額の補助系列で年次推計の四半期分割、速報の延長推計を行う。ただし、年次推計の四半期分割は補助系列の四半期比率を用いて比例デントン法により分割する。

補助系列の推計方法は以下のとおり。

（a）民間非金融法人企業設備投資

『四半期別法人企業統計』の設備投資（有形固定資産新設額）から推計する。その際、『四半期別法人企業統計』の年度ごとのサンプル替えに伴う断層や四半期ごとの回答企業の差の影響を軽減するための調整を行う。

『四半期別法人企業統計』の対象外の資本金１千万円未満法人分については、『法人企業統計』（年報）における資本金１千万円未満法人投資額の資本金１千万円以上法人投資額に対する比率を乗じる方法で推計し加算する。

（b）民間金融機関設備投資

『四半期別法人企業統計』における金融保険業の設備投資を用いて推計する。

（c）家計（個人企業）設備投資

『農業経営統計』『建築物着工統計』『個人企業経済統計』等により推計する。

（d）１次Q Eにおける仮置き方法

１次Q Eでは、需要側推計値の季節調整済前期比（ $T \times C \times I$ ）増減率が供給側推計値のトレンドサイクル成分（ $T \times C$ ）増減率と同じであると仮定して需要側推計値を作り、需要側推計値の予定季節指数で割り戻した原数値（ I_p ）を作成する。その上で、２次Q Eと同様の方式で需要側推計値と供給側推計値を統合する。

b. 供給側推計値

「（ii）供給側推計の方法」で得られた総固定資本形成を使用する。

c. 統合方法

2次QEの民間企業設備は以下の算式により統合値を算出する。

$$\text{民間企業設備統合値} = kI_p + (1 - k)(I_t - I_g)$$

I_p ：民間企業設備の需要側統計による推計値

I_t ：供給側推計における総固定資本形成（民間住宅、対家計民間非営利団体、不動産仲介手数料（非住宅分）、研究・開発、ソフトウェア及び娯楽作品原本は控除）

I_g ：公的固定資本形成の建設総合統計（出来高ベース・公共）による推計値

（2）共通推計項目

a. 不動産仲介手数料（うち非住宅不動産の売買仲介手数料）

供給側推計においては、不動産仲介業は「不動産仲介及び賃貸」の内数であるため、細分化して推計している。具体的には、年次推計で得られた不動産仲介業の出荷額を『法人企業統計年報』から求めた不動産業の従業員一人当たりマージン額に『サービス産業動向調査』の不動産取引業の事業従事者数を乗じて補助系列とし分割・延長推計している。その上で、年次推計のコモ法における配分比率を乗じて総固定資本形成への配分額を推計する。民間企業設備計上分については、基準年における非住宅分（民間企業設備分）と住宅分（民間住宅分）の分割比率で按分する。

b. ソフトウェア

供給側推計においては、ソフトウェア業は「情報サービス、映像・音声文字情報制作」の内数であるため、細分化して推計したものを、共通推計項目として取り出す。具体的には、年次推計で得られたソフトウェア業の出荷額を受注型ソフトウェア、ゲームソフト、パッケージ型ソフトウェア（ゲームソフトを除く）及び自社開発ソフトウェアに分け、受注型ソフトウェア、ゲームソフト及びパッケージ型ソフトウェア（ゲームソフトを除く）についてはそれぞれ『特定サービス産業動態統計』の「受注ソフトウェア」、「ゲームソフト」及び「ソフトウェアプロダクツ（控除ゲームソフト）」の売上高を補助系列として分割・延長推計する。また、自社開発ソフトウェアについては、リスマン・サンデー法により分割・延長推計する。これらについて、年次推計のコモ法における配分比率を乗じて総固定資本形成への配分額を推計する。このうち民間企業設備計上分については、『産業連関表』の固定資本マトリックスのソフトウェア業民間分の比率で按分して求める。

c. 研究・開発（対家計民間非営利団体分以外）

供給側推計において、市場生産者分の出荷額については、前年度の年次推計値をベースとして、『全国企業短期経済観測調査』（短観）（日本銀行）の研究開発投資額の

対前年度伸び率を基に当年度分を推計する。その上で、当年度値について、『四半期別法人企業統計』の全産業（除く金融保険業）の資本金 10 億円以上の企業の販売費及び一般管理費の過去のパターンにより四半期分割を行う。このうち民間企業設備計上分については、前年同期の民間企業分の比率で按分して求める。

d. 対家計民間非営利団体設備投資（ソフトウェア分を除く）

『民間非営利団体実態調査』等から推計した年度値を、トレンドで延長推計し 4 等分する。研究・開発分については、年次推計時に『科学技術研究統計』等から推計した年度値を、速報時にはトレンドで年度値を延長推計し、前年度のパターンで四半期分割する。

e. 娯楽作品原本

年次推計では 4 種類の原本ごとに投資額を推計し、四半期分割を行う（四半期分割の方法は、年次推計の『推計手法解説書』第 7 章参照）。第 1 次年次推計の年度値を、速報時には直近年の同期値で延長推計する。民間企業設備計上分については、年次推計で得られた民間産業分の比率で按分して求める。

4. 民間在庫変動

民間在庫変動は、原材料、仕掛品、製品、流通品の 4 形態ごとに推計し、合計する。

年次推計が存在する期間においては、基礎統計より推計した在庫純増額の各四半期値に、同暦年合計値と年次推計暦年値（コモ法により推計）の差を 4 等分して加算することで、年次推計四半期値を推計する。年次推計が存在しない速報期間においては、基礎統計より推計した在庫純増額に、直近の年次推計四半期値を推計した際に加算した額と同額を加算して推計する。以上の推計方法は、推計結果に公的在庫変動が含まれる場合があるので、別途推計した公的在庫変動（本章「7. 公的在庫変動」参照）を差し引いて調整する。

（1）在庫変動推計の考え方

国民経済計算においては、発生主義の原則がとられており、在庫変動は、当該商品の在庫増減時点の価格で評価すべきものとされている。しかし入手可能な在庫関係データは企業会計に基づく在庫残高であり、総平均法や先入先出法等企業会計上認められている様々な棚卸評価方法で評価されている。従って、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価価格の差による分も含まれている。

そこで企業会計から得られた在庫残高のデータをもとに在庫変動額を推計する場合、国民経済計算と企業会計の評価の差を調整している（在庫品評価調整）。

（２）製品

製造業分は、91 品目分類に対応させた『工業統計』の在庫残高（年末値）を、品目別の「鉱工業在庫指数×価格指数」（価格指数は内閣府推計）等で延長推計し、品目別在庫残高デフレーターで除して実質在庫残高を推計する。また、『工業統計』の出荷額（年値）を、品目別の「鉱工業出荷指数×価格指数」（価格指数は内閣府推計）等で延長推計し、出荷額の四半期系列を推計する。

こうして得られた実質在庫残高、出荷額等から在庫変動率を求め、製品在庫の変動額を推計する。

また、農林水産業を別途推計して加算する。

（３）仕掛品

『法人企業統計』（年報）の業種別（建設業、不動産業、卸売業及びサービス業は除く）棚卸資産残高（仕掛品）を『四半期別法人企業統計』の期首・期末の増減率で延長推計し、直近の第一次年次推計で使用したV表（産業別商品産出表）により、品目別在庫残高（91 品目分類）に変換し、在庫品評価調整を行うことで仕掛品の在庫品変動額を推計する。

また、延長推計に用いる期中の在庫残高の増減率は、標本誤差の影響を避けるため、悉皆調査である資本金 10 億円以上の階層の在庫残高の増減率で、全規模の在庫残高の増減率を説明する回帰式から推計したものをを用いる。

ただし育成資産として求められる畜産、林業及び漁業については、直近の第一次年次推計値の $1/4$ を加算する。

なお、1 次Q Eでは『四半期別法人企業統計』の情報が利用できないため、1 次Q E段階では、ARIMA モデルの先行き予測機能により前期までの原系列から当期の原系列を推計する。季節調整済系列は、こうして得られた原系列に対し、季節調整を施すことによって求める。

（４）流通品

名目の流通品在庫残高は、『経済センサス - 活動調査』から 91 分類に組み直した在庫残高をベンチマークとし、『商業動態統計』の商品手持額の増減率で延長推計する。

『商業動態統計』の商品手持額は大型店舗のみを対象とした数値である一方、『四半期別法人企業統計』には流通品在庫の情報（卸・小売業棚卸資産の製品・商品）があるが、1 次Q Eには間に合わない上、サンプル調査であるため個別四半期の動きはノイズを含む。こうしたことから、後者を『商業動態統計』の商品手持額の動きで説明する回帰式から推計した増減率を用いる。

こうして得られた名目の流通品在庫残高に、別途推計された液化石油ガス国家備蓄分及び灯油国家備蓄分を石油製品に加算した上で在庫品評価調整を行い、流通品の在庫変動額を推計する。

農林水産業及び鉱業については、別途推計して加算する。

(5) 原材料

『法人企業統計』（年報）の業種別（不動産業は除く）棚卸資産残高（原材料・貯蔵品）を『四半期別法人企業統計』の期首・期末の増減率で延長推計し、直近の第一次年次推計で使用したU表（産業別商品投入表）により、品目別在庫残高（91 品目分類）に変換し、在庫品評価調整を行うことで原材料の在庫変動額を推計する。

仕掛品と同様、増減率は、資本金 10 億円以上の階層の在庫残高の増減率で、全規模の在庫残高の増減率を説明する回帰式から推計したものをを用いる。原油・天然ガスは、別途推計し加算する。

なお、1 次Q Eでは『四半期別法人企業統計』の情報が利用できないため、1 次Q E段階では、ARIMA モデルの先行き予測機能により前期までの原系列から当期の原系列を推計する。季節調整済系列は、こうして得られた原系列に対し、季節調整を施すことによって求める。また、2 次Q Eでは上記のとおり推計するが、作業期間の関係で供給側の国内総供給推計には反映させない（次期 1 次Q Eの前期の値には反映させる）。

5. 政府最終消費支出

Q Eにおいては、利用できる資料には制約があるため、利用可能な基礎統計に加え、予算書あるいはヒアリング等によっている。各構成項目の推計方法は以下のとおり。

「雇用者報酬」については、公務員数と一人当たり人件費をもとに推計する。公務員数については、四半期ごとに、公立学校職員数、警察職員数、東京都職員数に関するヒアリングを行い、その結果を基に公務員数全体の動きを推計する。一人当たり人件費については、前年度の一人当たり人件費を、人事院勧告等を考慮して延長推計し、ボーナス月数等を考慮して四半期化する。

「中間消費」については、該当する物件費等について、中央政府分は予算等により、地方政府分は 1 次Q Eではトレンド等、2 次Q Eではトレンド及び『地方公共団体消費状況等調査』（内閣府）を用いて年度値を推計した上で（毎年 4～6 月期Q Eにおいて、当該年度の当初予算を反映する）、過去の四半期パターンで四半期分割を行う。なお、国の補正予算が成立した場合、また、予備費の使用が決定された場合には、中央政府分の推計においてこれを反映する。「財貨・サービスの販売」（控除項目）は、「中間消費」と同様、中央政府分は予算等により年度値を推計し（毎年 4～6 月期Q Eにおいて、当該年度の当初予算を反映する）、地方政府分は 1 次Q Eではトレンド等で、2 次Q Eで

はトレンド及び『地方公共団体消費状況等調査』（内閣府）を用いて年度値を推計した上で、過去の四半期パターンで四半期分割を行う。F I S I Mの消費については、「(ii) 6. F I S I Mの推計方法」参照。

「固定資本減耗」は年次推計の期末ストックから計算された暦年値をトレンド推計し、4等分して四半期値を求める。

「生産・輸入品に課される税」については、予算などから年度計数を推計したうえで、4等分して四半期に割り振る。

「自己勘定による研究・開発に係る総固定資本形成」（控除項目）については、「6. 公的固定資本形成」を参照。

「現物社会移転（市場産出の購入）」は、医療はそれぞれ、『確定状況』、『国民健康保険・後期高齢者医療 医療費速報』（国民健康保険中央会）及び『労災保険事業月報』を用いて延長推計する。介護は、『介護給付費の状況』や『介護保険事業状況報告』（月報）等を用いて推計する。その他(教科書購入費、戦傷病者等無賃乗車船等負担金)は、トレンドで年度計数を推計したうえで、四半期に割り振る。

6. 公的固定資本形成

公的固定資本形成（研究・開発、防衛装備品、ソフトウェア、建設補修（改装・改修）、娯楽作品原本及び鉱物探査・評価以外）を公的住宅、それ以外に分け、『建設総合統計』（出来高ベース・公共）の居住用、それ以外の対前年度値比で延長推計した値に、トレンドにより延長推計した研究・開発、防衛装備品、供給側統計を使用して推計したソフトウェア総額（受注型ソフトウェア、パッケージ型ソフトウェア及び自社開発ソフトウェア）、建設補修（改装・改修）、娯楽作品原本及び鉱物探査・評価総額の公的分按分値を加算して推計する。

1次QEでは『建設総合統計』の3か月目の値が得られない。このため、居住用については1、2か月目の前年同期比で3か月目を補外する。居住用以外は、『公共工事前払金保証統計』の公共工事請負金額5か月移動平均値の「3か月目の値／1、2か月目の値の合計」比率の『建設総合統計』の同比率に対する回帰式を推計し、この式を用いて補外する。

研究・開発分については、一般政府分は、年次推計時に『科学技術研究統計』等から推計した年度値を、速報時にはトレンドで延長推計し、前年度のパターンで四半期分割する。公的企業分は、供給側推計で得られた市場生産者分を、前年度の公的企業分の比率で按分して求める。防衛装備品及び鉱物探査・評価については、決算書から推計した年度値を速報時にはトレンドで延長推計し、前年度のパターンで四半期分割する。ソフトウェア分については、供給側統計を使用して推計した受注型ソフトウェア、パッケージ型ソフトウェア及び自社開発ソフトウェアを『産業連関表』の固定資本マトリックスにおけるソフトウェア業の公的分の比率で按分して求める。建設補修

(改装・改修)及び娯楽作品原本については、供給側推計で得られた総額のうち、年次推計時の公的分の比率で按分して求める。

7. 公的在庫変動

主要な公的在庫品である、食料安定供給特別会計の米麦在庫、国家の備蓄液化石油ガス及び灯油、貨幣回収準備資金の金在庫は、関係諸機関に問い合わせ推計し、国家の備蓄原油については、『石油備蓄の現況』（資源エネルギー庁）から推計する。他の在庫変動はゼロと想定する。

8. 輸出入

『国際収支統計』の貿易・サービス収支の計数を、年次推計同様に組替えて用いる。F I S I Mの輸出入については、「(ii) 6. F I S I Mの推計方法」を参照のこと。

(iv) 実質化の方法

1. 連鎖方式について

(1) 連鎖方式の基本算式について

基本算式は、前暦年基準連鎖方式である。実質値はラスパイレス数量指数により、デフレーターはパーシェ価格指数による。

(2) 第4四半期重複法

実質値の計算に当たっては、T年10～12月期とT+1年1～3月期の基準年が異なることによる1～3月期の前期比成長率の断層が生じないよう「第4四半期重複法」により毎年の第4四半期において計数を接続（リンク）する。これにより、四半期データから作成した四半期値（実質値）の暦年合計が、暦年データから作成した暦年値（実質値）に一致しなくなるため（時間的加法整合性の不成立）、暦年値を四半期値の情報を用いて分割（ベンチマーク）する。ベンチマークの手法としては比例デントン法を用いる。なお、毎期の速報推計においては、第二次年次推計暦年の1～3月期まで遡及して四半期値を改定する。

2. 家計最終消費支出

家計最終消費支出の88目的分類について、四半期名目値を年次推計ウェイトで分割した詳細な品目レベルの名目値と対応する品目別デフレーターを用いて88目的分類別の連鎖デフレーターを求め、目的分類ごとに、その名目家計最終消費支出額を上記の目的別デフレーターで除すことにより実質値を求める。

共通推計項目については、供給側、需要側で推計される名目値を対応する目的分類のデフレーターで除して実質値を作成する。他部門への財貨・サービスの販売については、

個別の品目ごとに『消費者物価指数』等の対応する品目の指数で実質化し、目的分類別に分類、集計する。家計最終消費支出全体の実質値は、このようにして求めた目的分類別の実質値、目的分類別のデフレーター、共通推計項目の各実質値およびデフレーター、財貨・サービスの販売の実質値およびデフレーター、輸出入推計において求めた直接購入の実質値およびデフレーターを更に連鎖方式で統合することで求められる。

家計最終消費支出全体のデフレーターは、以上により求められた家計最終消費支出全体の実質値で家計最終消費支出の名目値を除すことにより、事後的に求められる。

3. 対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出の実質化は、雇用者報酬、中間消費、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、他部門への財貨・サービスの販売（控除項目）、自己勘定による研究・開発に係る総固定資本形成（控除項目）の構成項目別に行う。連鎖方式では、これら構成項目別の実質値およびデフレーターを用いて対家計民間非営利団体最終消費支出の実質値全体へ連鎖統合する。なお、項目ごとのデフレーターの推計方法は以下の通りである。

雇用者報酬デフレーターは、年次推計時に『毎月勤労統計』の、教育、産業計の現金給与指数（常用雇用者規模5人以上の事業所）を用いてトレンド推計する。

中間消費デフレーターは、『産業連関表』の投入品目をコモ法の約400品目レベルに対応させ、それをウェイトに中間消費デフレーターおよび建設補修デフレーターを統合することにより作成する。

固定資本減耗デフレーターは、総固定資本形成マトリックスから推計される総固定資本形成デフレーターを用いる。

生産・輸入品に課される税については、中間消費デフレーターを用いる。

財貨・サービスの販売のデフレーターは、対応する家計最終消費支出デフレーターを用いる。

自己勘定による研究・開発に係る総固定資本形成のデフレーターは、「Ⅱ（ⅲ）2.（3）政府・非営利サービスデフレーター」を参照。

4. 政府最終消費支出

政府最終消費支出の実質化は、雇用者報酬、中間消費、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、他部門への財貨・サービスの販売（控除項目）、自己勘定による研究・開発に係る総固定資本形成（控除項目）、現物社会移転（市場産出の購入）の構成項目別に行う。連鎖方式では、これら構成項目別の実質値およびデフレーターを用いて政府最終消費支出の実質値全体へ連鎖統合する。なお、項目ごとのデフレーターの推計方法は以下のとおりである。

雇用者報酬デフレーターは、年度デフレーターを人事院勧告の平均的な公務員の賃

金の動き等を考慮して延長推計し、ボーナス月数等を考慮して四半期化する。

中間消費デフレーターは、『産業連関表』の投入品目をコモ法の約 400 品目レベルに対応させ、それをウェイトに中間消費デフレーターおよび建設補修デフレーターを統合することにより作成する。

固定資本減耗デフレーターは、総固定資本形成マトリックスから推計される一般政府部門の総固定資本形成デフレーターを用いる。

生産・輸入品に課される税については、中間消費デフレーターを使用する。

財貨・サービスの販売のデフレーターは、対応する家計最終消費支出デフレーターを用いる。

自己勘定による研究・開発に係る総固定資本形成のデフレーターは、「Ⅱ（ⅲ） 2.（3）政府・非営利サービスデフレーター」を参照。

現物社会移転（市場産出の購入）のうち、医療デフレーターは、『消費者物価指数』（診療代）等を用いる。ただし、利用者負担の変更分を控除する。

介護デフレーターは『消費者物価指数』（介護料）から利用者負担の変更分を控除する。

5. 総固定資本形成

総固定資本形成の実質化は、制度部門別、住宅・企業設備別の名目額を対応するデフレーターで除する。これを連鎖方式で集計することで表章項目の実質値が得られる。表章項目ごとのデフレーターは、それぞれの名目値を実質値で除することによって求める。

総固定資本形成（制度部門別、住宅・企業設備別）のデフレーターは、機械等にはコモ法の約 400 品目レベルの品目別総固定資本形成デフレーターを対応させ、建設部門には建設デフレーターの木造住宅、木造非住宅、非木造住宅、非木造非住宅、建設補修（改装・改修）、その他の土木建設のデフレーターを対応させ、部門別、品目別ウェイトで連鎖統合することにより推計する。

（1）建設デフレーターの作成方法

建設デフレーターは投入コスト型として推計する。コモ法によって推計される資材投入額の内訳と、付加価値額（雇用者報酬分）をもとに建設マトリックスを作成し、これをウェイトにデフレーターを作成する。

（2）総固定資本形成デフレーターの作成方法

『産業連関表』における固定資本マトリックスを国民経済計算に適合する形に調整した原マトリックスを用いて、総固定資本形成マトリックスを四半期ごとに作成する。これをウェイトとして、コモ法の約 400 品目レベルに対応した品目別総固定

資本形成デフレーター及び建設デフレーターを連鎖統合して求める。

6. 輸出入

まず、財貨・サービスの輸出入全体のデフレーターを作成する。財貨・サービスにおける最下位レベル（約 400 品目レベル：四半期ごとの『国際収支統計』を、財貨についてはコモ法の約 400 品目レベルの情報で分割、サービスについては基準年の情報をもとに詳細項目に分割したもの）の四半期名目額を対応する個別品目ごとのデフレーターで実質化した実質値と当該デフレーターを組み合わせ、輸出入全体の実質値（連鎖方式）を求める。

このようにして求めた、財貨・サービスの輸出入（連鎖方式実質値）と対応するインプリシット・デフレーター、直接購入の実質値およびデフレーターを連鎖統合して、輸出入全体の実質値を求める。

直接購入デフレーターは、非居住者家計の国内での直接購入は『消費者物価指数（全国、帰属家賃を除く総合）』を用い、居住者家計の海外での直接購入は、出国旅行先上位 4 か国・地域の『消費者物価指数（総合）』を為替レート換算した上で、年ごとの出国旅行者をウェイトとして作成したものをを用いる。

7. 国内総生産

以上によって得られた国内総生産の表章項目別に対応する実質値を集計し実質国内総生産（支出側）を得る。名目国内総生産をこの値で除すことにより、国内総生産デフレーター（支出側）を得る。

8. 連鎖方式における実質在庫変動

民間在庫品については形態別、公的在庫品については部門別に実質在庫残高（連鎖方式）を計算した後にフローに転換する。民間在庫品については 91 品目分類レベルから、公的在庫品については個別品目レベルから連鎖統合を行う。

（Ⅴ）雇用者報酬の推計方法

1. 名目値の推計方法

QEにおける各項目の推計方法の概要は以下のとおりである。

（1）賃金・俸給

賃金・俸給については、直近の第一次年次推計値をベースに、雇用者数の増減及び雇用者一人当たりの賃金・俸給額を『労働力統計』及び『毎月勤労統計』から把握した上で、公務については給与法の改正を反映し、推計する。

(2) 雇主の現実社会負担

雇主の現実社会負担は、直近の第一次年次推計値をベースに、各種保険制度、共済、年金基金の関係資料、『労働力統計』、『毎月勤労統計』等の基礎資料や保険料率を用いて推計する。

発生主義により記録する退職一時金については、直近の第一次年次推計値をベースに、『毎月勤労統計』に掲載される離職率を用いて推計する。

(3) 雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担のうち、発生主義により受給権を記録する確定給付型制度の企業年金及び退職一時金については、直近の第一次年次推計値をベースとし、勤務費用相当分と年金基金の産出額を加算したものから、(2)で推計した雇主の現実社会負担を控除した額とする。発生主義により受給権を記録しない公務員等の退職一時金については、第一次年次推計値を用いる。

その他は、公務災害、労働者災害補償責任保険等であり、直近の第一次年次推計値をベースに、『労働力統計』、『毎月勤労統計』を用いて推計する。

2. 実質化の方法

原系列実質値は、原系列名目値を家計最終消費支出（持ち家の帰属家賃及びF I S I Mを除く）デフレーターで除すことによって求める。

季節調整済実質値については、季節調整済名目値を家計最終消費支出（持ち家の帰属家賃及びF I S I Mを除く）の季節調整済デフレーターで除すことによって求める。

(vi) 季節調整方法

季節調整には、主にアメリカの商務省センサス局のセンサス局法 X-12-ARIMA を利用する。

各項目の ARIMA モデル型の設定方法については、名目、実質ごとに、異常値・レベルシフト調整のための回帰変数を設定した上で、AIC（赤池情報量基準）が最小となるモデルを検索する。具体的には次のプロセスで ARIMA モデルの選択を行う。

(1) 異常値・レベルシフト調整

各項目について、経済実態に照らして、異常値・レベルシフト調整を行うことが適切であると考えられる期に、調整のための回帰変数を設定する。

(2) AIC 最小化による ARIMA モデルの選択

(1)に記載した調整が必要な系列については、各種の回帰変数を組み込んだ上で、AIC が最小となる ARIMA モデルを名目、実質でそれぞれ選択する。ARIMA モデルの通常（非季節）階差、季節階差とも 1（在庫変動については階差、季節開差ともに

0) とし、AR パートや MA パートの次数は通常（非季節）ARIMA モデル部分、季節 ARIMA モデル部分とも 0～2 として行う。

上記のプロセスにより選択された ARIMA モデルを用いて、X-12-ARIMA による季節調整を行う。具体的には以下のとおり。

季節調整期間(SPAN)は、平成6年1～3月期から直近期までとする。なお、ARIMA モデルを推定するためのデータ期間(MODELSPAN)についても、原則、季節調整期間と同じ、平成6年1～3月期から直近期までとする。

ARIMA モデルによる予測期間について、

- ①先行き予測(MAXLEAD)の期間は、その設定が季節調整指数へ与える影響度合いを調べた結果を踏まえ、原則8期とする。
- ②また、現在の推計方法による四半期別データは15年分以上存在することから、後戻り予測(MAXBACK) は行わない。